

ISBN4-562-02659-6 C0031 P1500E

定価1500円(本体1456円・税44円)

原書房

民間防衛
+
スイス政府編

原書房

あらゆる危険から身を守る

民間防衛

スイス政府編



原書房

民間防衛

本書は、スイス連邦内閣の要請によって
連邦法務警察省が発行したものである

構成

アルベルト・バツハマ
ジョルジュ・グロスジャン

東京原書房
Miles-Verlag, Aarau

Folgende Persönlichkeiten haben dem Buch ihre Unterstützung geliehen:
Oberstdivisionär Karl Brunner, Prof. Dr. Guido Calgari,
Dr. iur. Arthur Daetwyler, Dr. iur. Emanuel Diez,
Nationalrat Peter Dürrenmatt,
Oberstkorpskommandant Alfred Ernst,
Dr. phil. Hansjakob Flückiger, Robert Forrer,
Dr. med. Paul Gasser, Fritz Glaus, Ewald Im Hof,
Prof. Dr. Walther Hofer, Prof. Dr. Paul Huber,
Prof. Dr. Werner Kägi, Dr. chem. Peter Keller,
Oberst Franz Keßler, Dir. Walter König,
Oberst i Gst Franz Koenig, Dr. iur. Hans-Rudolf Kurz,
Prof. Dr. Hans Leibundgut, Paul Leimbacher †,
Prof. Dr. Fritz Marbach, Dr. h. c. Arnold Muggli †,
Dr. iur. Karl Müller, Dr. iur. Richard Ochsner,
Elsa Peyer-von Waldkirch, Fritz Rentsch, Friedrich Salzmann,
Eduard Scheidegger †, Dr. oec. publ. Diether Steinmann,
Prof. Dr. Georg Thüerer, Dr. phil. Kurt Werner,
Maja Wicki-Vogt, Prof. Dr. Ernst Wiesmann,
Nationalrat Ernst Wüthrich, Dr. h. c. Maurice Zermatten.
Mitgewirkt haben ferner das Schweizerische Rote Kreuz,
der Schweizerische Bund für Zivilschutz,
die Eidgenössische Kommission zur Überwachung der Radioaktivität
mit ihrem Alarmausschuß
sowie die vom Bundesrat eingesetzte interdepartementale
Kommission für das Zivilverteidigungsbuch,
die unter Leitung von Generalsekretär Dr. iur. Armin Riesen
gearbeitet hat.

Zeichnungen: Willi Bär, Rudolf Levers, Zürich
Umschlaggestaltung: Werner Mühleemann, Bern
Verantwortlich für die technische Herstellung:
C. J. Bucher AG, Luzern, und Rentsch AG, Trimbach-Olten
Auslieferung: Eidg. Drucksachen- und Materialzentrale, 3000 Bern
Alle Rechte vorbehalten – Ausgabe 1969

まえがき

国土の防衛は、わがスイスに昔から伝わっている伝統であり、わが連邦の存在そのものにかかわるものです。そのため、武器をとり得るすべての国民によって組織され、近代戦用に装備された強力な軍のみが、侵略者の意図をくじき得るのであり、これによって、われわれにとって最も大きな財産である自由と独立が保障されるのです。

今日では、戦争は全国民と関係を持っています。国土防衛のために武装し訓練された国民一人一人には、『軍人操典』を与えられますが、『民間防衛』というこの本は、わが国民全部に話しかけるためのものです。この2冊の本は同じ目的を持っています。つまり、どこから来るものであろうとも、あらゆる侵略の試みに対して有効な抵抗を準備するのに役立つということです。

われわれの最も大きな基本的財産は、自由と独立です。これを守るために、われわれは、すべての民間の力と軍事力を一つに合わせねばなりません。しかし、このような侵略に対する抵抗の力というものは、即席にできるものではありません。抵抗の力は、これに参加するすべての人々が、自分に与えられた任務と、それを達成するため各自の持つ手段方法を、理解し、実地に応用できるように訓練して、初めて有効なものとなるのです。そこで、致命的な他からの急襲を避けるためには、今日からあらゆる処置をとらねばなりません。

われわれは、脅威に、いま、直面しているわけではありません。この本は危急を告げるものではありません。しかしながら、国民に対して、責任を持つ政府当局の義務は、最悪の事態を予測し、

準備することです。軍は、背後の国民の士気がぐらついては頑張ることができません。その上、近代戦では、戦線はいたるところに生ずるものであり、空からの攻撃があるかと思えば、すぐに他の所が攻撃を受けます。軍の防衛線のはるか後方の都市や農村が侵略者の餌食になることもあります。どの家族も、防衛に任ずる軍の後方に隠れていれば安全だと感じることはできなくなりました。

一方、戦争は武器だけで行なわれるものではありません。戦争は心理的なものになりました。作戦実施のずっと以前から行なわれる陰険で周到な宣伝は、国民の抵抗意志をくじくことができます。精神一心がくじけたときに、腕力があつたとて何の役に立つでしょうか。反対に、全国民が、決意を固めた指導者のまわりに団結したとき、だれが彼らを屈服させることができましょうか。

民間国土防衛は、まず意識に目ざめることから始まります。われわれは生き抜くことを望むのかどうか。われわれは、財産の基本たる自由と独立を守ることを望むのかどうか。——国土の防衛は、もはや軍にだけ頼るわけにはいきません。われわれすべてが新しい任務につくことを要求されています。今からすぐにその準備をせねばなりません。われわれは、老若男女を問わず、この本と関係があるのです。この本は、警告し、相談にのり、教育し、激励します。私どもは、この本が国民に安心を与えることができることを望んでいます。

スイス連邦法務警察長官

L. von Moos.

内容目次

平和

われわれは危険な状態にあるのだろうか 12

深く考えてみると 13

祖国 14

国の自由と国民それぞれの自由 15

国家がうまく機能するために 16~17

良心の自由 17~18

理想と現実 19~21

受諾できない解決方法 21~22

自由に決定すること 22~23

将来のことはわからない 26~29

全面戦争には全面防衛を 30~31

国土の防衛と女性 32~33

予備品の保存 34~39

関連内容 165~166, 304~307参照

民間防災の組織 40~51

避難所 52~59

関連内容 73~75, 302~303, 305参照

民間防災体制における連絡 60~65

警報部隊 66~71

核兵器 72~91

関連内容 142~143, 192~197参照

生物兵器 92~97

化学兵器 98~103

堰堤の破壊 104~108

緊急持ち出し品 109, 304

被災者の救援 110~115

消火活動 116~125

救助活動 126~133

救護班と応急手当 134~143

心理的な国土防衛 144~146

戦争の危険

- 燃料の統制、配給 153～154
- 民間防災合同演習 155～161
- 心理的な国土防衛 162～163, 174～175
- 食糧の割当、配給 165～166
- 地域防衛隊と軍事経済 168
- 軍隊の部分的動員 169～173
- 全面動員 177
- 連邦内閣に与えられた大権 178
- 徴発 180
- 沈黙すべきことを知る 181
- 民間自警団の配備 183
- 妨害工作とスパイ 184～185
- 死刑 186
- 配給 187～189
- 頑張ること 190～191
- 原爆による隣国の脅迫 193
- 放射能に対する防護 194～197
- 被監禁者と亡命者 198～202
- 危険が差し迫っている 203
- 警戒を倍加せよ 204～205
- 防衛 206～207

- 戦争 209～224
- 奇襲 212
- 国防軍と民間防災組織の活動開始 214～217
- 戦時国際法 218～219
- 最後まで頑張る 220
- 用心 221
- 戦いか、死か 222～223

戦争のもう一つの様相 225～272

敵は同調者を求めている 228～231

外国の宣伝の力 232～243

経済的戦争 244～245

革命闘争の道具 246～247

革命闘争の目標 248～249

破壊活動 250～255

政治生活の混乱 256～261

テロ・クーデター・外国の介入 262～272

レジスタンス(抵抗活動) 273～300

抵抗の権利 275～277

占領 278～279

抵抗活動の組織化 280～281

消極的抵抗 282～283

人々の権利 284～285

無益な怒り 286～287

宣伝と精神的抵抗 288～291

解放のための秘密の闘い 292

解放のための公然たる闘い 296～298

解放 299

知識のしおり 302～313

避難所の装備 302

医療衛生用品 303

救急用カバン 304

2週間分の必要物資 305

2カ月分の必要物資 306～307

だれが協力するか? どこで? 308～313

平和

祖国愛

自由と寛容

わが国の制度の意義と価値

理想と現実

準備

民間防衛のための団結

民間防災組織

経済戦争(に備える)

(指揮[導]と)連絡

(警戒と)警報

攻撃を受けたときの行動

(攻撃[侵略]あるいは大災禍を受けたときの行動)

構造物(建築上の方策[処置])

退避所内の生活

救助(と救護)

衛生活動

われわれは危険な状態にあるのだろうか

この本は、わが国が将来脅威を受けるものと仮定して書かれたものである。

われわれが永久に平和を保障されるものとしたら、軍事的防衛や民間防衛の必要があるだろうか。すべての人々は平和を望んでいる。にもかかわらず、戦争に備える義務から解放されていると感じている人は、だれもいない。歴史がわれわれにそれを教えているからである。

スイスは、侵略を行なうなどという夢を決して持つてはいない。しかし、生き抜くことを望んでいる。スイスは、どの隣国の権利も尊重する。しかし、隣国によって踏みにじられることは断じて欲しない。

スイスは、世界中で人類が行なうあらゆる建設的行為には全力を尽くして協力する。しかし、みずから行なうべきことを他人からさしずされたくはない。工業国、商業国としてのスイスは、自由競争の条件のもとで全世界と貿易をしており、スイス製品は一般の高い評価を受け、わが国民の職業的良心を立証している。

しかし、このような評価によって、スイスが、起こり得る大戦争の局外に立ち得るわけではない。

ヨーロッパにおけるスイスの戦略的地位は他国にとって誘惑的なものである。その交通網は、交戦諸国にとって欠くことのできないもののように見える。簡単に言うならば、

われわれは、受け身に立って逃げまわる権利を与えられていない。

われわれは、あらゆる事態の発生に対して準備せざるを得ないというのが、最も単純な現実なのである。

深く考えてみると

今日のこの世界は、何人の安全も保障していない。戦争は数多く発生しているし、暴力行為はあとを断たない。われわれには危険がないと、あえて断言できる人がいるだろうか。

ここで仮想敵国を名ざしはしない。名ざすべき理由はない。

わが国の中立は守られている。にもかかわらず、それによってわれわれが盲人であってよいということにはならない。

絶えず変動しているとしか思えない国際情勢を、ことさらに劇的に描いてみるのはやめよう。しかし、最小限度言い得ることは、世界が、われわれの望むようには少しもうまくいっていない、ということである。危機は潜在している。恐怖の上に保たれている均衡は、十分に安全を保障してはいない。とかく恒久平和を信じたいものだが、それに向かって進んでいると示してくれるものはない。

こうして出てくる結論は、

わが国の安全保障は、われわれ軍民の国防努力いかんによって左右される

ということである。

きのう考えたことと別のことを、きょう考えるわけには、どうしてもいかないのだ。われわれが個人的に集団的に今日決意したことによって、明日が左右されるのである。

親たちがわれわれのことを心配してくれたように、子供たちのことを考えよう。

自由と独立は、われわれの財産の中で最も尊いものである。——自由と独立は、断じて、与えられるものではない。

自由と独立は、絶えず守らねばならない権利であり、ことばや抗議だけでは決して守り得ないものである。手に武器を持って要求して、初めて得られるものである。

祖 国

紛争の時代と言われる今日の時代においては、ある種のことは、その価値を失ったようである。「祖国」ということは、その一つである。

今日は旅行の時代でもあり、それぞれの国に特有の美しい景色が見出されている。わが国は美しいが、そうは言っても、その山々や湖に基づく祖国愛を説いただけでは、もはやその説得力はなくなった。

人間というものは、自分たちの幼い時代のことを深く心に刻みつけているものである。生まれたところに住んでいた場所は、その人にとっていつまでも価値を失わない。その当時の家庭環境や社会環境によって、その人の好みは左右される。人は、自分が通った小学校や、その仲間、当時の遊び、そして愛の目ざめを、決して忘れない。自分の国に対する愛情は、人々が、それぞれの幼時に、その当時の世間に対してどのように対応したか、どのように世間から影響を受けたかによって、その基礎がつくられるのである。

しかし、大人になると、もっと深く、もっと広い立場から、ものを考えるようになる。大人は、自分の生活条件を他の国民の生活条件と比較する。正義、信頼、安全、自由を求める。

常識のあるスイス国民は、わが国の諸制度が、人間のつくるあらゆるものと同様に、完全ではないが、安定しており、人間を尊重していることを、認めざるを得ない。社会福祉の面では大きな進歩が見られる。貧しい人々、身体障害者、老人は、国家の援助を受け、この援助も常に改善されつつある。連邦制度は全国民を守っている。民主主義は正常にその機能を発揮している。公けの義務は公平に分担されている。すべての人々は一般教育を受けられる。このように基本的権利がよく保障されている国が、他に数多く見られるだろうか。

故に、わが祖国は、わが国民が、肉体的にも、知的にも、道徳的にも、十分に愛情を注ぎ奉仕する価値がある。

国の自由と国民それぞれの自由

過去数世紀の間、人間は皮膚の色だけで差別されてきた。皮膚の白い人々に対して、他の人々に優越する権利を与えるように思われた。……人種の観念が侮蔑と嫌悪をきめた。しかし、皮膚の色の相違は純粹に生物学的なものであり、人種差別主義は、まさに排斥されるべきものである。

このことについては、人類は若干の進歩をとげた。われわれは、頭や鼻の形よりも、道徳的、精神的価値を、より重要視し始めている。人種差別は、少なくとも原則的には非難されている。すべての人は、その出身が何であろうとも、平等となり、自由を得つつある。

この「自由」は、18世紀のわれわれの祖先が、まず自分たちのために主張したものである。山の中に住む農民たちは、特権を独占し弱者を抑圧する封建制に脅かされていると考えた。ウリ、シュヴィツ、ウンテルワルドなど各地方の人々は、みずからの腕力で自由人の権利を守った。

われわれの連邦制度は、連邦を構成する各人の相互尊重の考えから生まれたものである。

1848年のわが憲法は、この基本原則を認めている。すべての国民の共通の幸福をはかるために、国家に強い力を与えて、それを共同のものとしつつ、一方では、国民各自は、思想、言語、精神的伝統については、自由である。今日、このようにわれわれが理解する連邦制は、各個人の独立を保ちつつ現に生き続けている。連邦制は、すべての国民の幸福、連帯、相互支援のために、共同体の団結を求めている。

共同体全体の自由があって、初めて各個人の自由がある。われわれが守るべきはこのことである。

国家がうまく機能するために

今日のスイスは非常な平和愛好国である。しかし、常にそうであったのではない。過去には過失もあった。その過失は、われわれが将来をはっきり見通すための指針としての役に立つ。わが祖先は自由と独立を守るために戦った。この点で彼らの英雄的行為に感謝を捧げる。しかし、わが祖先は、近隣の土地を侵略し征服するためにも戦った。このため彼らは破滅しかかった。が、そのことを十分に理解して、侵略戦争を放棄したのである。

この賢明さによって平和がわが国にもたらされた。その平和を守り続けることによって、世代から世代にわたって国民の期待にこたえるような国を、石を一つづつ積んでいくように建設することができたのである。完全な国をつくるためには、常に手を加えなければならない。

わが民主主義の真価は、絶えず必要な改革を促すことである。

どのような制度も、生きものと同じように、それ自体の生命力によって変化することからのがれるわけにはいかない。すべては進化する。思想も、風俗や経済情勢と同様に進化する。だから、国民や、国民を代表する議員が、常に注意深く制度を見守ることは、どうしても必要である。

この注意深く見守ることによって、制度の改革が求められてくる。それは、改革であって、めくら減法の破壊ではない。革命は、しばしば、益よりも害となる。革命のあとの恐怖政治は、歴史の示すとおり、独裁制による血まみれの様相を呈した。無秩序は、結局、暴君が現われて鞭をふるうことを求める。

しかしながら、権力が、ある個人に集中し、抑圧された人々が、その独裁者を追放するために立ちあがるほかなくなったときに、革命が必要となる。

民主主義は、何も生み出さないでじっとしていることと、破壊的に転覆することとの間に通じる、狭い、山の背のような道を、用心深くたどらねばならない。

各人の義務は、この法則に従って生き生きと生きることである。公けの問題に無関心であることは、この義務に忠実でないことを意味する。すべての破壊を欲することは反逆である。

法は、われわれすべてを拘束するが、われわれを守るものでもある。われわれも法の制定に参加せねばならない。もし、制度の改善のために何もせず、共同体の管理に参加しないならば、自分たちの制度について不平を言う資格はない。

健全な民主主義を推し進めさせるためには、建設的な反対派による批判、審査が必要である。この反対派は、欠陥と不完全性を指摘し、えぐり出す。

賢明な異議申し立ては、必要な改善を促し、この改善によって共同体の安全平穏がはかられる。消極的逃避や組織的反抗は、有益な努力を無駄にし、妨害し、意味のないものとする。

とは言っても、世論は、個個ばらばらな意見に分裂してしまうと、何ら実りのないものになるので、どうしても党派が必要になる。自由とは無政府主義ではない。無政府主義は、国家に関するすべての義務を全面的に否定するものである。各個人の政治的自由は、精神的家族感あるいは経済的家族感というワク組みの中で現わされねばならない。このようなワク組みは、その中の各自の意見と利益を守るに足るものである。このような共同体生活のきまりの外で権力がふるわれると、秩序が失われ、効果がなくなり、弱く、不安定となり、効率が悪くなる。

もし、固く団結した多数派によって事に対する決定の責任がとられないならば、生き生きとした民主主義は存在しなくなる。また、もし多数派が、その力を勝手気ままに乱用して、すべての国民の持つ合法的権利を国民の一部に対しては否定する、とするならば、その国には平和がなくなってしまう。

良心の自由

わが連邦憲法は、「全能なる神の御名によって……」ということばで始まる。スイスの州の大部分は正式にキリスト教会を認めてい

る。これは単なる伝統だろうか。伝統以上のものだろうか。——信仰と宗教的な思想は、もはや18世紀における信仰や宗教的思想と同じではない。現代的な合理主義は信心を必要としない。自分の宗教上の立場を明確にするよう迫られたとき、それを躊躇するスイス人はたくさんいる。

その国民に完全な良心の自由を与えないようになったら、スイスは、もはやスイスではなくなるであろう。また、完全な良心の自由は、各自が他人の信念を尊重することを求める。

その上、わが国には、新教にも旧教にも仕える教会が幾つかある。カトリックの司祭と新教の牧師との関係も良くなった。これはキリスト教における好ましい発展のしるしである。

伝統的な寛容の精神をのりこえて、ほんとうの友愛関係の到来を期待することができる。今日、われわれは、宗教上の紛争などは、どんなものでも真っぴらである。

文化闘争は消え去った。

反ユダヤ主義も過去のものとなった。キリスト教上の異説も、良心の自由の証拠として大目に見る必要がある。この自由主義が、ときには、宗教に対する無関心から来るものであることは否定できない。しかし、これはまた、往々にして、隣人愛と公民としての義務の考えを充分考慮した結果でもある。このような場合、これは、われわれが政治的に円熟していることを証明している。もし、われわれが寛容であってはならない場合があるとすれば、それは、他人の良心の自由を侵害する不寛容な連中に対してである。

われわれは、過去において宗教戦争によって大変な被害を受けたので、宗教と宗教との間の平和のありがたさを知っている。これは人間の最も深遠な課題にかかわるものであるだけに、これこそ何よりも必要なものである。

われわれは、あらゆる宗教上の信念に対して、単なる寛容にとどまることなく、心から尊敬の念を払う義務がある。

理想と現実

われわれ一人ひとりが目標とすべき理想と、実際の境遇との間にこそ、すべてに相対的な人間の状態がある。われわれが理想とするスイスと、毎日われわれの目に入る現実のスイスとの間には、ときには、相当の距離が見受けられる。

しかし、少なくともわが国民は、全体として、善意を持ち、絶え間ない努力を払い、平静さに安らぎを覚えつつ、最善の状態に到達するような方向に向かっており、もしこれを認めないものがあれば、それは間違いであろう。

わが国民はよく働き、われわれの商品は世界中で歓迎されている。「スイス製」というマークは、優秀な商品の代名詞ともなっている。わが国の威信は、勤勉な全国民の正直さを基礎としている。われわれの清潔さ、規律正しさ、相互理解の精神、政治情勢の安定などが模範とされることも、稀ではない。

しかし、わが国民がすべての点において満点というわけではない。われわれの欠点に気づくために、充分な批判的精神を維持しよう。そして、欠点をなくすために、充分なエネルギーと愛を維持し続けるようにしよう。毎日、新しい問題が生ずる。それらの問題に対しては、正義と進歩を求めるわれわれの意思に従って、この意思を具体化し、りっぱな解決を与えよう。

わが国の人口は毎年増加するし、土地の価格はますます高くなる。こうして、裕福でない人々にとっては住宅の苦勞がより大きな問題となる。将来はどうなるのだろうか。

わが国の農民も保護せねばならぬ。湖と河川は汚染される。都市はあまりにも騒々しい。建設のための土地開発は、ますますその必要性を増す……。われわれは多くのことをしているが、それでも充分ではない。都市がいなかを荒らし、農民は農産物の流通に不満を漏らす。山間部の農業は深刻な危機に直面し、家賃はあまりにも高い。それに、高すぎる税金……。

その上、われわれの不幸の種は常に新しく追加されるし、また、

議会では、町角で毎日漏らされるいろいろな願望が大きく取り上げられない日はない。

もしも国民が、自分の国は守るに値しないという気持を持っているならば、国民に対して祖国防衛の決意を要求したところで、とても無理なことは明らかである。

国防はまず精神の問題である。

自由と独立を守るためになければ、どうして戦う必要があろうか。自由と独立こそは、公正と社会的正義がみなぎり、秩序が保たれ、そして、人間関係が相互の尊敬によって色どられている社会において、りっぱな生活を保証するものである。

わが当局は、常に細心の注意を払って、退嬰主義を生み出しかねない満足感に対して警戒を怠らないことが必要である。

たとえば、科学の研究を初め、芸術活動の奨励の分野においても、また、裕福でない学生への援助の面においても、西欧の幾つかの国々から学ぶべき点がある。

また、わが国の経済は、外国人労働者に強く依存しているが、これでは、国際的緊張が発生した場合には、ある日突然、労働力不足という事態に陥りかねないので、今のこのような状態が正常なものであるかどうかを検討する必要がある。われわれは、好景気によってもたらされた生活の快適さに安住しやすい性癖を持っているが、これも検討に値するだろう。われわれは、楽な生活の中で柔弱になり、努力を好むという大切な性格を失いつつあるのではないだろうか。

わが国には、まだ全面的な発展が必ずしも充分でない地域も残っているが、それを忘れそうになっていないだろうか。また、幾つかの山野において、われわれは人口の過疎化という遺憾な現象に直面しつつあるのではないか。

わが国の事情が、全体として、うまくいっているからといって、改善の余地がある点から目をそらすべきではない。

女性の公民権上の平等という問題も、解決せねばならないのではないか。

それでは、国家の問題に対して相当多くの国民が興味を示さない事実を、どのように説明すべきであろうか。改善すべき法律や制度は、まだまだ残されている。

これを実現するには、みんなの協力が要請される。

国民全体の要求に対して、一部の者が消極的で無関心であることは、悲しい現象であり、われわれの民主主義の活力に疑いを生ぜしめる可能性がある。

国家の防衛——これは、今日、平和な都市の中で、われわれの置かれている真の状態を、雄々しく、かつ、明敏に認識することから始まる。

受諾できない解決方法

わが国においても、他国の場合と同様に、民主主義の機能の欠点の上から、その制度そのものを変えるべきだとの結論を出す国民がいる。

彼らは全体主義国に目を向けて、力による解決方法を選ぼうとするが、このような解決方法は、みずからの道は自分自身で決定することを伝統として尊重する国民大多数が、嫌うところである。

わが国が、その必要に基づいて連邦制をとっており、政治形態が民主制であり、そして何よりも自由と独立を重んずる以上、このような、わが国で実行不可能な全体主義的イデオロギーは、単なる常識あるいはちょっとした観察力に照らしても非難される。

われわれは、本能的に、個人の独裁や一党独裁制を嫌い、憎む。したがって、政府の施政や行動を、国民とその代表者が監督するにあたって、そこに何らかの妨害を受けることは、断じて認めることができない。

わが国の新聞は、批判する権利の行使に対して少しでも危険が見受けられそうになると、たちまち烈火のごとく憤るが、この考えは正しい。

わが国民は、特定の分野において、連邦政府に対して、より大きな行動の自由と新しい権限を与える必要があることに気がついて、これを実行した。わが国の道路網が整備されたことが、これを証明している。しかし、そのことと、今までの行き方を全く覆して、われわれの本来の道とは異なる進路を選ぶこととの間には、良識ある国民ならだれも越えることを欲しない大きな溝が横たわっている。

われわれは、わが国が今のままであること、すなわち、明るく、開放的で、そこでは、みんながわが家にいる気持を抱く家庭であり続けること、間違っても格子の入った牢獄などにはならないことを望む。

自由に決定すること

われわれは、今、われわれが必要だと思うことを、みずからインシャティブをとって実行し得る権利を与えられているが、もしも、わが国の制度が保証するこの権利を放棄したりなどすれば、それは最大のあやまちを犯すことになる。

わが国の政治機構を動かしていくことに常時参加することは、賢明な国民として行動することである。

それは、わが国の欠点を非難するだけでは充分とは言えない。われわれ一人ひとりが、その力の限り欠点を是正し、改良し、より、りっぱなものにするように努力せねばならぬ。

もしも、家庭内の生活が快適で、かつ、豊かであることを望むならば、地下室から屋根に至るまで家屋の維持保存には充分に気を配る必要がある。

そして、住む人の自由で幸福な生活を妨げるあらゆる外部からの侵入から、この家を守らねばならない。

あらゆる世代の人が、この建物の建築に自己の分担できる能力を寄与せねばならない。そして、時代おくれの制度は近代化する必要がある。

しかし、とるべき措置とその実行に関する決定権は、すべて、その家屋の持ち主に属するのである。

国民生活を、より幸福に、より愛されることのできるものとし得る大規模な計画を実現するには、まず、国家の独立が保たれることが、その前提条件である。

国を愛するということは、何も、その風景だけを愛することではない。美しい国土は、その場所で各自の能力をより大きく発揮し得る、道徳的、精神的な建物の土台であるに過ぎない。

人間は社会生活を営むようにできており、人間相互の関係は、法

律によって定められている。このことを、みずから進んで、または他から強いられてでも受諾する個人を、法律は、あらゆる次元で守らねばならない。一国が、国民をその国に強くつなぎとめるのは、その国の法律がどれだけ人道的であるかによるのである。

わが国の風景と同じくらい魅力のある風景は、世界中至る所にある。しかし、わが国の法律や制度は、われわれに則してつくられたものである。われわれが、わが国で、どこよりも、しあわせに感ずるのは、このわれわれの法律や制度のおかげである。

われわれが遺産として残すこの家の屋根の下で、われわれの子孫が満足する生活をおくれるようにするためには、みんながこの家を、常に、より人間的なものにするよう働く必要がある。

常に祖国を建設する必要がある。未来は現在においてつくられるのだ。進むことは人生の条件そのものである。

未来の家を建てるために、心を合わせて働こう。

国家の価値は、国民の能力に比例する。制度や法律も、寛大で、信念を持った国民によって運用されるのでなければ、何の役にも立たない。利己主義は、破壊と頹廃に導く主義である。

おのれの国に奉仕するのは、戦争という大きな危険が訪れたときだけではない。何も、武器を手にしてのみ国家のために闘うわけではない。われわれ各自が、その考えと、その心を、国家の役に立てねばならぬ。

愛情は、単に、確かめ得ない心の動きではない。それは、意志の表明でもある。

愛情とは、全面的な誓いの対象とするのに値いする大義のために、精神をその役に立たせるよう傾けることである。

自分の国を愛するということは、まず、経済面であれ、政治面、知識面であれ、その国の現実のあらゆる面について、より深い知識を得る方法を学ぶことである。それは、また、国家に奉仕するため、国家を守るため、そして、国家をよりよくするために、みずからの力を出すことである。戦争になったら国家に最高の贈り物をする覚悟をすることである。さらに、その贈り物が、国家にとって有益でなければならない。

この本は、人生の価値に訴える。

そして、いかにしてそれを守ることができかねるかを示そうとするものである。



平和と自由は、一度それが確保されたからといって、永遠に続くものではない。スイスは、何ら帝国主義的な野心を持たず、領土の征服などを夢みるものでもない。しかし、わが国は、その独立を維持し、みずからつくった制度を守り続けることを望む。

そのために力を尽くすことが、わが国当局と国民自身の義務である。軍事的防衛の準備には絶えざる努力を要するが、精神的防衛にも、これに劣らぬ力を注ぐ必要がある。

国民各自が、戦争のショックをこうむる覚悟をしておかねばならない。その心の用意なくして不意打ちを受けると、悲劇的な破局を迎えることになってしまう。

「わが国では決して戦争はない」と断定するのは軽卒であり、結果的には大変な災難をもたらしかねないことになってしまう。

将来のことはわからない

……将来われわれに何が起こるかは、だれにもわからない。今、世界は、平和と戦争の間に生きている。あちこちで新しい戦火が燃えあがっており、地球を二分するイデオロギーの潮流は、局地戦争を全面戦争に変えてしまう可能性がある。いかなる根拠のもとに、われわれには戦争の危険などないと主張できるのだろうか。わが国の周辺で、どの国が武装を放棄したか。どこでも軍事費は増大している。世界には、恐るべき核戦争の脅威がのしかかっている。毎朝、新聞がわれわれに思い出させてくれる真実は、残念ながら、以上のようなものである。全く、われわれに将来何が起こるかは、だれにもわからないのだ。われわれの平和な生活をその手中に握っている強大国が、理性的であり賢明であることを、心から希望する。しかし、希望を確実な事実であるとみること、常軌を逸した錯誤であろう。そこで、最悪の事態に備える覚悟をしておく必要がある。

……たとえ、遠くで行なわれる戦争でも、わが国の経済に重大な打撃を与える可能性がある。地球の端から端まで、経済的な利害は——したがって政治的な利害も——きわめて複雑に入りまじっているので、世界中で起こったことは、すべてわが国にも関係がある。わが国の貿易収支を一目見れば、わが国がどれだけ世界経済に依存しているかが、よくわかる。われわれの食料品の相当部分は外国から輸入されている。燃料もそうであるが、特に動力用の燃料は、その全部が外国から入ってくる。そして、他方、わが国の輸出がとまれば、スイスの労働者はその大部分が失業のハメに陥る。このことを、われわれはよく考えてみる必要がある。

さらに考える必要があること……

……さらに、われわれは、一国の占領というものには、いろいろの形態があることを考えねばならない。強大国は、核破壊兵器を保有しており、弱小国に対しては、これを用いずに戦わずして手に入れようと、圧力をかけてくることも可能である。核戦争によって砂漠のように荒廃した国を手に入れるよりも、物資が充分供給されている国に手をつけるほうが、得策ではないだろうか。そこで、戦争は、心理戦の形態をとるようになり、誘惑から脅迫に至る、あらゆる種類の圧力を並べ立てて、最終的には、国民の抵抗意志を崩してしまおうとする。現代においては、宣伝の技術や手段はきわめて発達しているので、あらゆる形での他国に対する浸透が可能である。われわれの記憶に残っているところでも幾つかの例があげられるが、ある国のごときは、防衛の態度を何ら示さないうちに敗北し、占領されてしまった。なぜかと言えば、それは、その国民の魂が、利害関係のある「友人」と称する者の演説にこちよく酔わされて、少しづつ眠り込んでしまったためである。

あらゆる災害……

……戦争の悲惨な様相は一般に知られている。しかし、まだわれわれの知らない新しい様相もつくり出されるかもしれない。戦争について考えてみよう。——空を横切る爆撃機、落下して市街を破壊するロケット弾、煙の出ている廃墟を押しつぶす装甲車……。戦争では、もっとひどいことが行なわれる可能性もある。直接の攻撃を受けなくても、ある国は、放射能のチリを浴びせられるかもしれない。また、その泉、その水が汚染されて、疫病が住民全部に被害を与えることもあり得る。これらについても、よく考えておく必要がある。それも、今日から……。



……ということもあり得る

……第二次大戦の経験によって、わが領空の一部がわれわれの制空権から離れてしまうことがあったことが示された。意図的でなかったにしても、外国の航空機がわが領土に被害を与えたのだ。わが国がいかに一生懸命に中立を守っている、中立だからといって、あらゆる危険からわれわれが保護されているわけではない。将来の戦争では、過去の爆撃機よりも恐ろしいミサイルが使われるだろう。わが国が紛争に直接巻き込まれることがないとしても、わが国に振りかかるかもしれない火の粉——危害に対しては、今から充分の備えをしておくべきである。

もう一つの危険……

……1939年から45年にかけての第二次大戦の経験によって、わが国があくまで中立を保持していても、特定の強国、または連合した交戦国のグループに

よって、わが国が完全に包囲されてしまう可能性のあることがわかった。このような情勢は、また現われるかもしれない。これに直面し対処する準備をしておこう。第二次大戦のときと同様のことが再び起こったら、どうなるか。外部との交通は遮断され、物資の供給はとどこおり、通信手段はほとんど機能しなくなる。避難民が洪水のように流れ込む。人道的見地から、われわれは、これらの人々を養い、宿泊施設を提供する義務があるが、その中には、その行動を監視せねばならない疑わしい客もまじっている。……さらに、政治的難民を受け入れたことについて、われわれは脅迫されるかもしれない。万一、わが国が、ある連合の軍隊によって包囲された場合、一体、だれがわが国を助けに来てくれるだろうか。われわれが頼りにできるのは、われわれ自身でしかない。

さらに予想される事態……

……さらに予想される事態として、交戦国の一国が、前線での戦闘で期待した優勢を確保できずに、わが領土の侵害を考えるような場合があり得る。過去の幾度かの戦争で、わが国はこのような危険に遭遇した。われわれは、休みなく、これに対応する方策を講じてきたが、同じような性質の危険が再現する可能性がある。

最悪の事態……

……最悪の事態には、わが国の領土の一部、場合によっては全部が、侵略国の占領下に置かれることもあり得る。このような悲劇的な事態になっても、われわれは決して闘争をやめてしまてはならない。占領下においては、レジスタンスが、まず秘密のうちに始められ、それが次第に活発になり、そして解放の日まで続けられるのである。

われわれの義務……

……いずれにせよ、われわれの義務は、被害を最小限度に食いとめるために、最悪の事態に備えることである。戦争がなくても、われわれは、恐ろしい災害や重大な危険に脅かされる可能性がある。ダムの破壊や人工湖の崩壊による洪水についても考える必要があるし、また、核実験による大気圏内の放射能の増加についても考えておくべきであろう。他方、現代の科学技術は、人間の手に実には強大な力をゆだねているので、ちょっとした失敗が、はかり知れない重大な結果をもたらす可能性がある。こうして、たとえば、原子力の平和利用に伴う事故から、一地域全体が放射能で汚染される危険すらあり得るのだ。単に技術の面だけでも、われわれは常に危険にさらされている。効果的な防衛方法は、間に合わせにつくるわけにはいかないのだ。

全面戦争には全面防衛を

今日の戦争は、だれひとり見のがしてはくれない。それは、総合戦争である。したがって、国民が生き残ろうと思えば、これに対する対策もまた総合的でなければならぬ。

まず第一は軍事的手段による防衛であるが、これには、民間人の保護と、わが国の経済生活、精神生活についての適切な政策が、つけ加えられねばならぬ。レジスタンスは、まず、自由と独立の価値、それがいかに大切なものであるかということに認識した国民各自の、その意志に基づく行為である。

軍隊 軍隊は、常に、外部から加えられる攻撃と、領土の内部で誘発される混乱に対処できるように、準備されていなければならぬ。その準備の度合いは、いかなる奇襲をも不可能とし、また、どのような侵略の企ても引き合わないようにさせるものでなければならぬ。

国民保護の制度 国民を保護する制度は、住民の生命を救い、負傷者に手当をし、その他、戦時および平時における災害の際に必要なことを行なうためのものである。その手段としては、避難所の建設、警報制度の組織化、空、河川、湖、食料物資の監視などがある。

この制度のもとには、戦時消防、工事、保安、衛生、被災者援助などの係りが置かれる。その任務の一部は、軍の国土防衛隊にも属する。

政治的な防衛

政治的な防衛では、わが国の諸制度がうまく運営されるように注意するとともに、陰險な、ときには激しい内政干渉によって、われわれの自由と独立が弱められたり、基本的人権が侵害されたりすることを防止する。

経済的な防衛

経済的な防衛では、食糧、原料、エネルギー源の供給を確保して、わが国が、特定の外国や、外国のグループに、経済的に依存せざるを得ないような事態になることを防ぐ。

社会的な防衛

社会的な防衛においては、全国民に受け入れられる社会情勢の維持に心がける。国民が、その生活状態を守るために戦う覚悟を持つのは、あくまでも、その生活状態に国民が満足している程度に応じてあって、それ以上ではないのだから、国民が受け入れる生活状態を実現し得る社会情勢を維持することが必要である。

心理的な防衛

精神的な防衛においては、われわれの独立の意志を弱めようとする外国のイデオロギーの宣伝攻勢に抵抗できるようにするために、正しい情報を国民に提供するように心がける。

また、ここでは、国民に対して、民族的な価値に対する正しい認識を持たせ、それを深めさせるように努力する。その民族的な価値というものの中には、祖国およびその諸制度に対する愛情のほかに、人類、特に開発途上国の国民に対してわれわれが持つ連帯感、それに基づく義務も含まれる。

わが国の人口は少ない。したがって、自由と独立を維持しつつ、わが国土をわれわれの子孫に受け継がせていくためには、国家の危急存亡にかかわる重大なときに、すべての国民は、人口の多い他の国々以上に、あらゆる力を国土の防衛に集中しなければならない。男子は、必要な場合には、軍服を着て前線に立ち、生命を賭けて戦う。経済の分野においては、男性も女性も、ともに困難にたえ、食糧を確保し、国や民間のいろいろな企業が活動を停止することのないように努力しなければならない。このような場合に、女性の果たすべき任務と責任は、きわめて重要である。

新聞などには、時折り、ある国のこととして、兵隊にとることのできる男子の数が少ない祖国を守るために、女性が銃をかついで訓練を受けている写真が掲載されているが、われわれは、このようなことをわが国の女性に期待しているわけではない。たとえ、過去において、女性が男性とともに銃をとった事例があるにしても、それは、きわめて例外的なことであった。軍というものは、単に兵士ばかりでなく、多くの補助員、後方勤務者が必要とするのであり、さらに、これらの人々が強い精神力を持っていないといけないのである。

戦時における女性の任務は、何よりもまず救護活動に協力することにある。われわれが女性に期待するのはこの点であるが、この任務の達成は、近年ますます困難となって来ているので、平時から充分に心がけておく必要がある。

民間防災組織は、非常の場合に女性がその任務を達成するために必要な、いろいろな技術や知識を習得するための組織である。この組織で、必要な技術や知識を充分に身につけた女性が、家庭にあって、自分自身および子供たちの生命をしっかりと守っていることを知っただけで、男子は、いかなる戦いをも戦い抜く意志と力を持つことができる。これこそ、国土の防衛にあたって女性が行なうことのできる最大の貢献である。民間防災組織における女性の勤務は志願制であるが、このような、生命の保護を目的とする組織には、すべての女性が喜んで参加するであろう。

他方では、スイスの女性は、軍属として、さまざまな補助勤務をすることによって祖国に貢献することができる。すなわち、女性が、軍の警報発令所、電話交換台、事務所、対空監視哨、野戦郵便所、酒保、伝書鳩班などで勤務したり、また、病院車の運転手、軍の炊事班、あるいは避難民収容所など、働く所はたくさんあるが、そういう所で働けば、それだけ男子を戦闘や歩哨勤務など、第一線にまわすことができる。

傷病兵を看護する女性要員は赤十字に配属されており、実験室助手、レントゲン助手、女医、看護婦、補助看護婦、篤志看護婦、特殊技能者なども、赤十字の各組織に属している。このように赤十字の各組織に配属されている女性たちは、軍の病院衛生施設ばかりでなく、民間の施設においても欠くことのできない人々である。

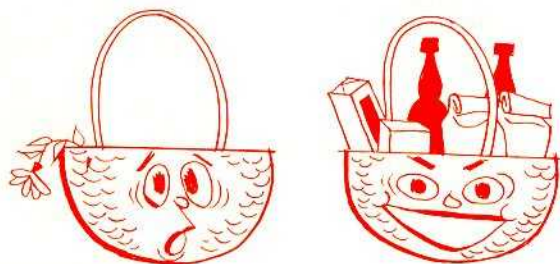
戦時において、人命保護および人命救助のために救護組織に参加する者は、手をこまねいて傍観している者よりも困難にたえることができる。つまり、自分の任務を、義務を、はっきりと自覚している者は、混乱や恐怖に直面しても、それに簡単に巻き込まれるようなことはない。だから、一朝有事の際に役に立ちたいと思っている者は、平時からその任務遂行のための準備をしておかなければならない。



蜂蜜は、いつも流れ出ているわけではない

平和の状態がいつまでも続くとは限らない。だから、それに備えなければならぬ。わが国は今や600万人以上の人口を持つに至ったが、スイスは、その全人口を養うための食糧を完全には自給することができず、その50%、つまり、年間300万トン以上の食糧および飼料を輸入している。これは、10トン積みの貨車35台分に相当する量を、毎時間、昼夜の休みなく輸入するというわけになる。わが国の経済がさらに発展し、豊かになるに

つれて、国民を養うための食糧、および加工業のための原材料や半製品を確保するために、わが国が輸入に依存する度合いは、今後も高まっていかざるを得ない。このような意味において、封鎖や戦争にまで発展する可能性のあるストライキ、革命、あるいは政治的緊張は、それが世界の何処で発生しようともわが国の輸入の安全性を常に脅かし、ひいては生活必需物資の補給の道が断たれるに至る危険さえある。そのような事態が生じたら、スイスは、自国内の生産および在庫に頼って、やっけて行くよりほかない。したがって、一たび輸入がとまったとなれば、買いあさが行なわれやすい。この買いあさは、すべての人が十分な資金力を持っているわけではないから、反社会的な行動として、これを非難しないわけにはいかない。さらにまた、買いあさが起これば、流通機構に平常以上の負担がかかるので、日常生活用品の供給が困難になり、ひいては国内の在庫品の分配が不公平になる。このような買いあさりに加わることは、自分の社会連帯意識の低さ、つまり、自分勝手なことをしたのでは社会が成り立たないという意識が欠けていることを、暴露するだけでなく、自分が有事の際の備え、貯えを怠っていたことを証明するにほかならない。



もちろん、このような場合には、わが国の関係当局は、1~2カ月の間、重要な輸入食料品の販売を禁止する緊急措置をとって、その間に、食料品、石鹼その他の洗剤、ガソリンなど、卸売業者および輸入業者の手にある日用在庫品の配給、あるいは平等な分配のための準備体制を整える。



われわれとしては、米、小麦粉、麺類、からす麦、とうもろこし、豆類、食用油、砂糖、コーヒーなどのほか、石鹼その他の洗剤、ガソリン、繊維製品および靴などに対する販売の禁止が行なわれる可能性があることを、平時から充分覚悟しておく必要がある。このような事態に備えて、われわれは、家族1人当たり少なくとも次の物資を非常食糧として備蓄しておかなければならない。米=2キログラム；麺類=2キログラム；砂糖=2キログラム；食用脂肪=1キログラム；食用油=1リットル、さらに、このほか、スープ、ミルク、果物、肉、魚などの罐詰も貯蔵しておく必要がある。

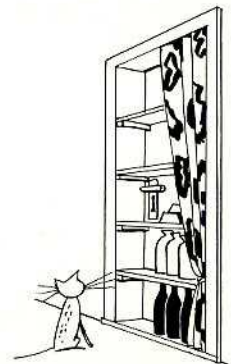
これだけの用意をしておけば、販売禁止令が出ても、家族にひもじい思いをさせないですむし、また、お客も、もてなすことができる。しかし、これらの備蓄をするには、政治情勢が悪くなってからでは遅すぎるのであって、今のうちから少しづつ心がけておかなければならない。

ただ、家計の都合で備蓄が困難な家庭だけは、販売禁止令が実施されても特別の証明書で食料品を買うことができる。こういう家庭は、前もって市町村当局によって指定されることになっている。

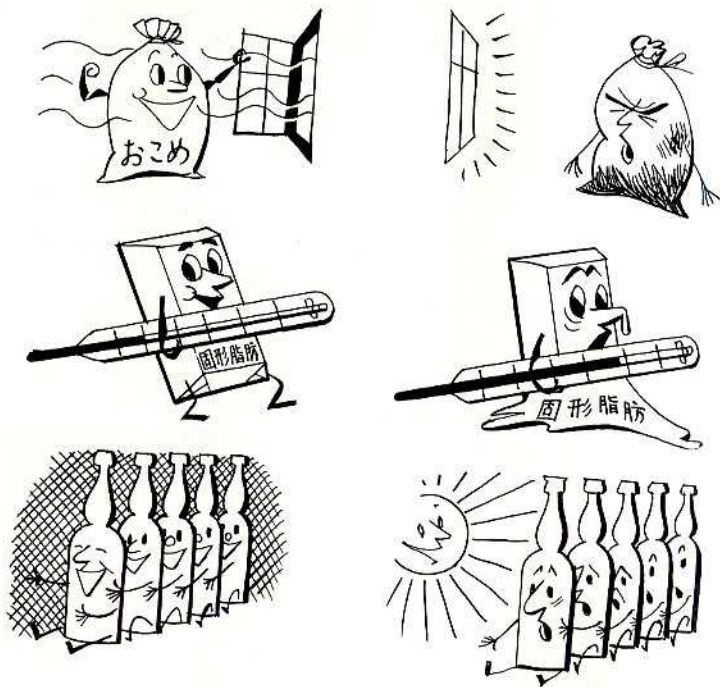


以上のほか、石鹼などの洗剤も常に貯えておくことが必要であり、また、冬の燃料は、前もって夏の時期に備蓄しておいたほうがいい。そのほうが、ずっと安くつくし、手に入りやすいからである。販売禁止令が出ると、供給者の手元にある在庫品は、たとえ前もって代金を支払われていても持ち出しができないことになっているが、この規則は燃料にも適用される。したがって、消費者がすでに代金を支払っているが、置き場所がないために手元に運んでくることができないような燃料は、倉庫会社などに預けておくことも一つの方法である。

備蓄に際しては、品物を小さな包みの形にして、内容と買い入れた月日をはっきり書いておけば、備蓄したものを補充したり、あるいは古い順に選び出して使う場合に、便利で都合がいい。備蓄しておくときの置き場所も問題である。それぞれの品物を使いやすいように整理しておくことも必要だし、たとえ住居が小さくても、ちょっと工夫すれば、壁ぎわに立てた箱、戸袋の羽目板、部屋の隅などを利用して、品物を貯えることができる。



備蓄しておく品物を合理的に保存する方法は、いくつかの基本原則を守り、備蓄品を一定の期日ごとに検査して、悪くなったものは取りかえることである。



砂糖は、湿気を防いで、アリのつかないようにしておけば、備蓄品として、いつまでも保存することができる。入れ物としては、壺、ブリキカン、密閉したガラス容器などが適当である。

固形油脂は、低い温度のところに置いて、ネズミなどが寄りつかないようにしておけば、半年くらいは充分置いておける。固形油脂は腐敗しないように定期的買い換えなければならない。



食用油は、カンや、光をささぎる紙をはったビンに入れて、暗くて涼しい場所に置けば、1年間くらいは保存できる。

米は、虫がつかないようにして、乾いた、風通しのよい場所に置けば、1年は保存にたえる。米の入れ物には、目のこまかい布袋が適当である。

石鹼やその他の洗剤は、乾燥した、風通しのよい場所、たとえば屋根裏などに貯蔵しておけば、何年でも保存できる。



計画を立てるといのは、 明日のことを考えることである

民間防災というのは、戦時でも平時でも、あらゆる種類の災害から、一般民衆、また、民衆の住む市町村を守ることである。これは、わが国土防衛上、重要で欠くことのできない部分を占めており、その任務遂行にあたっては、戦時たると平時たるとを問わず、軍の地域防衛隊の援助を受ける。

民間防災組織は、非軍事的な組織であって、市町村などの自治体によっ

て設置され、特定の官庁がこれを指揮するものである。スイスにおいては、民間防災組織は法務警察省の管轄下に入っているが、武装をしていないので、戦闘任務につけられることはない。わが国土が、一時的にせよ、長期的にせよ、敵に占領された場合にも、民間防災組織はその活動を続ける。その構成員は国防軍には属していないので、戦闘行為の際に捕虜として捕えられることはない。

民間防災組織は、女性と、徴兵義務のない男子から成り立っているのであって、その訓練は、数日間という短期のコースによって行なわれる。

この組織は、自己防護という理念に立脚してつくられているものであるから、組織の構成員の多数は、自分自身の家で、その家族の防護という任務を遂行する仕組みになっている。したがって、子供のある主婦でも民間防災団に参加することができる。これらの主婦たちは、有事の際には、看護婦として、自分の子供や、受け持ち区域の病人や老人を引き取って、その世話をすることができる。主婦たちがそのために払う犠牲は、有事の際に隣人を助けることができるようになるための訓練を、数日間受けることだけである。

大きな災害を受けたとき、一般住民を救助するためには、民間防災組織のほかに、高度の救護資材を持ち、かつ、軍事的に訓練された、強力な部隊が必要である。これが国防軍の対空防災隊である。この部隊は自衛のための武装部隊であるが、特定の地上戦闘任務を持たず、大部分は人口の多い市町村に配置されていて、各大隊は、特に重大な場合に動員可能な予備人員として、いつでも出動できるようになっている。対空防災隊は、爆撃を受けないように、かつ、大規模な被害が生じた場合に直ちにかけつけることができるように、市町村の外で待機している。

国防軍の地域防衛隊は、国防軍と他の官庁や民間人との間の連絡の役割を果たして、特定の地域の防衛を担当することによって、野戦軍を援護し、その負担を軽減するのである。その主要な任務は、主要な建物の警備、気象予報、ナダレの監視、情報および警報の伝達、物資の徴発、企業活動の制限、在庫品の規制などのような戦時経済的の措置をとること、警察保安業務、交通規制、避難民や捕虜や逮捕者の収容など、多方面にわたっている。

このような地域防衛隊の活動は、警報発令、看護施設の設置とその運営、警察的な措置、交通整理、スパイやサボタージュの取締りなどをすること

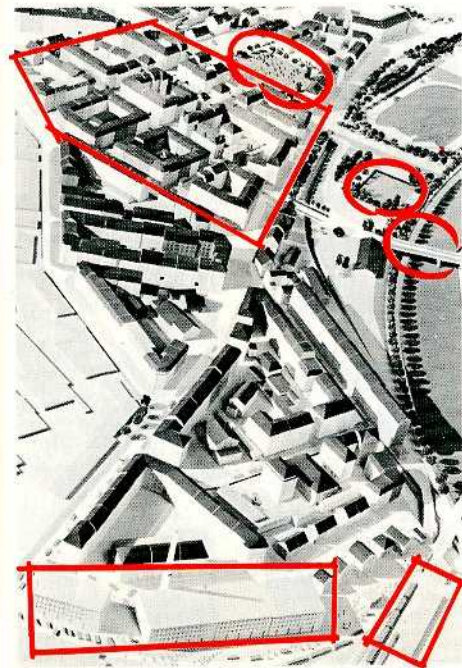
によって、一般住民に直接的な利益を与える。このような任務を達成するために、地域防衛隊は、民兵から成る軽歩兵中隊、看護および補助警察分遣隊などを、その指揮下に置いている。

平時および緊張が高まりつつある間は、連邦放射能監視委員会の警報組織が、放射能の有無の確認を行なう。戦時および準戦時下においては、この役割は地域防衛隊によって遂行される。すなわち、空気、降雪、降雨、水、水槽、食料品などに含まれる放射能の量を常に検査して、もし放射能が危険な程度に達していれば、住民に対して警報を発し、対処すべき適当な措置を伝える。現在すでに常時活動態勢に入っている監視本部では、放射能に関する内外からの情報を集めて、危険な事態に立ち至った場合には第一次警報を発する手はずを整えている。

地域防災長

民間防災組織の設置を義務づけられている市町村は、現在約1000に及ぶが、どの市町村でも、それぞれの民間防災組織の責任者として地域防災長を任命する。

それらの防災長は、民間防災組織が、その地域の实情に即して、設置された目的に合った構成になっているかどうか、有効に活動しているかどうかを検討する。また、自分の受け持ち区域内にある危険に侵されやすい地域、建物、施設、交通網などの所在を、あらかじめ確認しておく必要がある。そのようにして、防災長は、その指揮下の民間防災組織を動員する場合の計画を立てておかなければならない。防災長の任務は、防災組織の主力を動員すべき場所と時期や、住民の自力防護にまかせてよい地域を、判断し決定することである。したがって、防災長たるものは、技術的知識や決断力と同時に、情勢を判断する能力および指揮能力を持っている必要がある。



どこに重要な軍事的、経済的目標があるか？

どの地域に特に火災の危険があるか？

どの道路や通路が特に土砂くずれの危険にさらされているか？

どこに最も多くの人々が集まるか。昼間は？ 夜間は？

どこに消防用水があるか？

どこに貯水池を作るべきか？

地域防災長の命令系統には、自警团组织および地域防災組織が属しており、地域防災長は、国防軍の地域防衛隊および近隣の市町村との連絡係の役割りも果たしている。対空防災隊が配置されているすべての市町村においては、これらの部隊は地域防災長の指揮を受けて行動する。

自警团组织



自警团は、住宅自警团と職場自警团から成り立っている。住宅自警团は、住民60名ないし80名ごとにつくられるが、その構成は次のとおりである。

团长	1名
退避所責任者	1名
看護衛生責任者	1名
その他	少なくとも6名

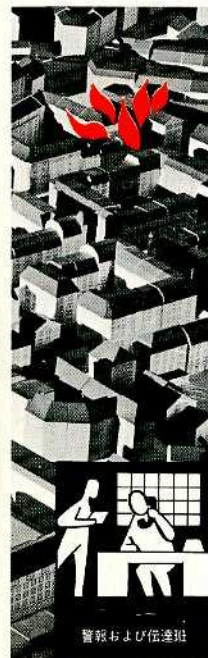
職場自警团は、行政機関、100名以上の従業員がいる職場、50台以上のベッドを持つ病院などに設置される。

自警团の任務は、家庭および職場における民間防災規則の遵守、その受け持ち地域における安全と秩序の確保、防護資材や医療用品の供給と確保、小規模な火災の消火、その他、負傷者の応急手当、地域の治安をかき乱す原因となるものを取り除くことなどである。

地方自治体の民間防災組織は、効率の高い消火器具および工事用具を備えていて、地域防災長の指揮のもとに活動する。

小さな町村には独立の戦時消防班しか置かれませんが、大きな町村では、各種の機能を果たし得る防災組織が編成されている。

地域防災組織



警報および伝達班

地域防災長

義務制および志願制：

国防軍に召集されない男子は、20才から60才になるまで民間防災組織に参加する義務を負う。(第34条、第35条)

女性は16才から民間防災組織に志願することができる。(第37条)

民間防災活動に参加する義務を有する者でも、病気その他特別の理由がある場合には、その義務を免除される。たとえば幼児をもつ母親、扶養家族を有する者がこれに相当する。(第43条)

装備：

市町村当局は、地方自治体の民間防災組織および住宅自警団の団員に対して、必要な装備を貸与する。(第64条)

家屋の所有者は、住宅自警団のために、所定の資材を購入し、これを供与する。家屋の所有者は、この資材を市町村当局から割引価格で購入することができる。(第66条)

補償：

民間防災組織に参加する者は、報酬や収入の減少に対する補償、災害保険、健康保険、生命保険などに関する請求権を有する。民間防災組織の任務に従事することは解雇の理由とすることができない。(第46条～第49条)

訓練：

地域防災組織および職場自警団の団員と住宅自警団長は、最高3日間程度の入門コースで訓練を受ける。

団長および特殊専門家は、最高12日間程度の基礎コースおよび上級コースの訓練を受ける。

地域防災組織および住宅自警団長と職場自警団の団員は、訓練および報告のため、毎年最高2日間の召集を受ける。(第53条、第54条)

1市町村の住民を10,000名として、その中から平均1,300名の国防軍要員および900名の外国人を除けば、残りは7,800名、そのうち3分の2は、子供、老人、虚弱者、病人など民間防災団員として不適格者である。また、子供や病人を世話しなければならない主婦、その他、家庭にとって欠くことのできない者は、民間防災の要員から除外しなければならない。したがって、民間防災要員の適格者は、多くても7,800名の3分の1、すなわち2,600名程度である。

国防軍要員



外国人



子供 老人 虚弱者 病人等



自警団



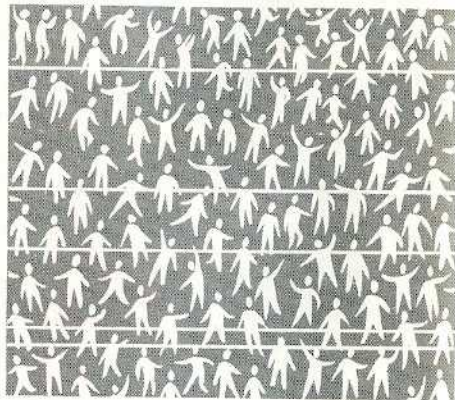
地域防災組織



民間防災要員のうち、4分の3は自警団に、4分の1は地域防災組織に配属される。

警報伝達、指揮

警報伝達は、指揮のために必要な手段である。情勢情報、防空警報、警報解除、核兵器化学兵器に関する情報、ダム破壊などに関する情報は、すべて国防軍の地域防衛隊によって発せられる。情報班は、地域防災長に対して情報を逐一報告し、その指揮を効果的なものに行なければならない。



指揮、警報伝達班16%

戦時消防班31%

工事保全班16%

衛生班20%

核兵器化学兵器対策班4%

被災者救護班13%

戦時消防班

戦時消防班は、平時には市町村消防団としての役割りを果たすとともに、戦時にはさらに重要な任務が追加される。地域防災長は、住宅自警団および職場自警団の活動だけでは不十分と認めた場合に、戦時消防班を必要な地点に差し向けるのである。

工事班

工事班は、破壊家屋や土砂くずれなどで生き埋めになっている者の救助、さらに土砂くずれなどで不通となった道路の復旧工事に従事する。

保全班

保全班は、公共施設保全職員と協力して、水道の保全修理等の任に当たる。

衛生班

衛生班は、負傷者および病人の看護と輸送を担当する。負傷者は、応急手当所で手当を受けるが、重傷者はさらに、区または市町村の救護所に運ばれる。ここには医者もいるので、緊急手術を受けることもできる。

核兵器化学兵器対策班

核兵器化学兵器対策班は、核兵器および化学兵器による危険を探知して、放射能の除去あるいは毒性の除去などの仕事をする。

被災者救護班

被災者救護班は、被災者に対して宿舎の提供および給食を行なうことが、おもな任務であるが、さらに、市町村当局と連絡して、親類や知人の家に同居するための便宜をはかるとか、生活必需物資の供給を行なう。

以上のほか、大きな市町村には、その他の班も設けられる。たとえば輸送班、この班は、地域防災組織の内部の輸送業務を調整する。給食班は、勤務中の民間防災団員および被災者に対する給食を行なう。補給班は、民間防災組織が必要とする物資、資材、施設を確保する。市町村の警察は、秩序維持の任務を遂行することによって、地域防災組織を援助する。

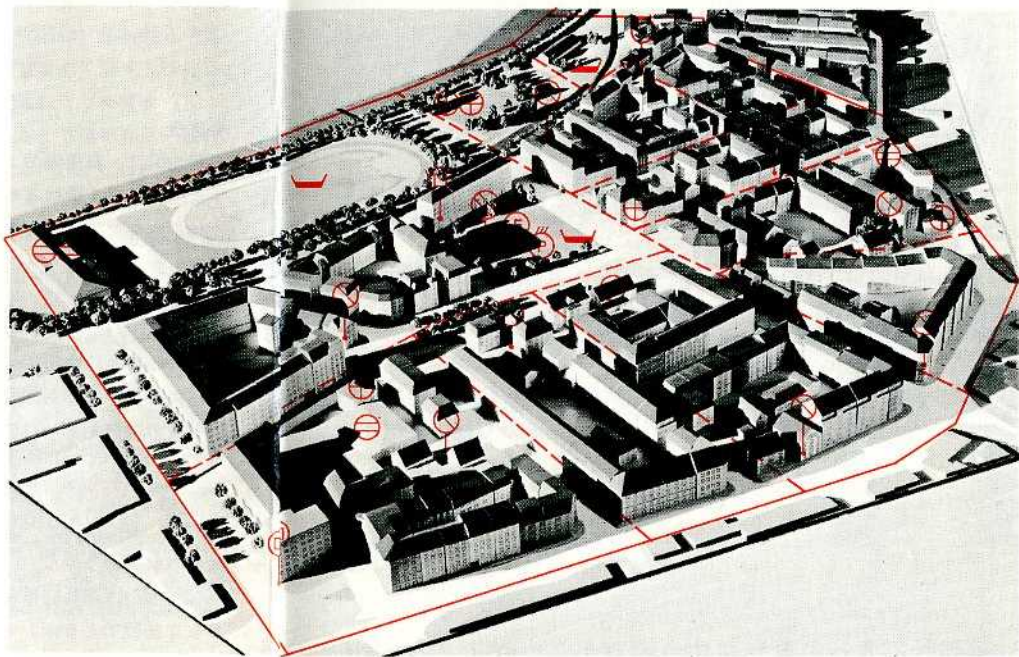
6つから10くらいの住宅自警団が区画自警団を編成し、400名ないし800名の住民の安全をはかるのを任務とする。区画自警団長は、住宅自警団の相互の間の協力関係がうまくいくように指導する。

大きな市町村では、6ないし10の区画自警団をもって1個の区域自警団をつくる。区域には4,000名から6,000名の住民が含まれる。さらに、区域自警団が集まって最低2万名の人口を持つ地区自警団をつくり、大都市では、地区自警団が集まってさらに大きな自警集団を編成する。

これらの各単位の防災組織の所在地と責任担当地域は、あらかじめ指定される。また、国防軍の地域防衛隊や、隣接する地域防災組織の間にも連絡をとり、相互に協力することになっている。

都市の周辺には対空防災隊が待機している。

職場自警団の構成人員は、従業員の数ばかりでなく、企業の敷地の規模や建物の種類、企業の種類、火災や爆発発生の危険の程度などによって決定されるが、原則として、従業員100名の場合にはその20%、500名の場合には12%、3,000名の場合には5%が、防災要員とされる。



- | | | | | | |
|---|--------|---|-------|---|---------|
|  | 区域自警団長 |  | 工事班 |  | 区域の境界 |
|  | 区画自警団長 |  | 貯水池 |  | 被災者収容所 |
|  | 職場自警団 |  | 応急手当所 |  | 被災者収容支所 |
|  | 分遣隊 |  | 救護所 |  | 区画の境界 |

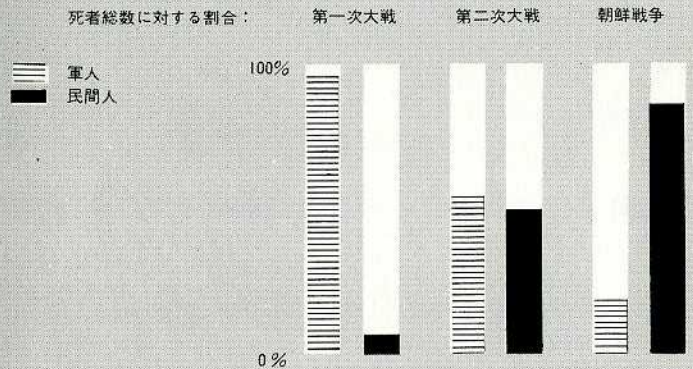


避難所に入った家族は生き延びることができる

わが国防軍は、スイス国民の生命と自由を守るために戦うが、その戦いも、一般民衆、女性や子供が生き残ってこそ意味があるのである。

一般国民にとっての退避所は、軍の要塞や地下壕に相当するもので、そこに入ってはじめて生き延びることができる。一般国民が生き延びることができれば、軍は、われわれを屈服せしめんとする敵に抵抗する勇気が出るのである。

今日における避難所は、第二次大戦のときよりも格段の重要性を持っている。近代的な破壊兵器は、全国土を一樣に危険にさらすほど広範囲の被害を及ぼすし、核兵器は、農村に対しても使われる可能性がある。



今日では大規模な空挺作戦が可能なので、わが国土も瞬時にして戦場となることもあり得る。その場合には、どこで戦闘が行なわれるかを予知することはできないから、住民の疎開は不可能であり、かつ、無意味である地上で戦闘が行なわれ、あるいはまた、地表が放射能や毒性の物質で汚染された場合には、一般住民は地下の避難所で生き延びなければならない。

避難所は、次のような5つの条件を満たすものでなければならない。

すなわち：



完全隔離

細菌化学兵器および放射性の灰から隔離されていること



完全遮蔽

熱および放射能から防護されていること



頑丈であること

建物の破壊、倒壊、原子爆弾などによる風圧および震動に耐え得ること



脱出口があること

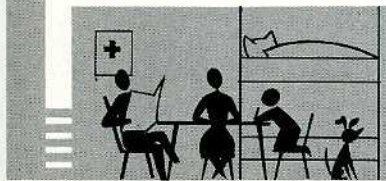
完全な通路、非常はしご、非常脱出口が整備されていること

第二次大戦では、せいぜい数時間を避難所で過ごせばよかったが、今日では、たとえば核兵器のもたらす放射能は数週間も残存するので、われわれは、避難所の中で長期間暮らさなければならない。さらに、警報発令と災害発生との間の時間がきわめて短かいので、危険が予想される場合には、できれば長期間避難所内で平静に仕事を続け、やむを得ない場合以外は避難所から出ないという生活が必要となってくる。

生活が可能

避難所での生活は、換気装置、十分な食糧と水の備蓄によって可能となる
(305ページ参照)

避難所は、できるだけ地下深い所につくらなければならない。また、外部からの救出を待たずに避難者が外に出られるように、避難所の規模に応じた非常はしご、非常脱出口を整備しておくなければならない。



避難所で長時間を過ごすためには、少なくとも次のようなものが必要である。(302ページ参照)

休息用ソファーおよび椅子

スポンジ・マットおよびエア・マット

毛布、寝袋、リンネルのタオル

貯蔵品用の棚

電話機、バッテリー式のラジオ、長さ数メートルのアンテナ線およびラジオ用電池

料理設備（避難所で使える程度のもの）

洗い場の設備

簡易便所

脱臭剤

1人当たり30リットルの水入れ（ビンやブリキ製のもの）

紙製おしめ

ベビー・フード

ベビー・パウダー

ベビー・オイル

着がえ用衣類

本書の 305ページに掲げられている避難所用の備蓄食料品（14日分）

雑貨、たとえば皿、茶わん

ナイフ、フォーク、スプーン

紙のナプキン

罐切り、栓抜き

懐中電灯および予備電池、ろうそく

マッチ

カレンダー

裁縫道具

文房具

トイレット・ペーパー

紙袋

消毒剤

洗剤

くずもの入れ

新聞

消火器

消火用水の入れもの

消火用の砂

シャベル、つるはしてこ棒

手おの

のこぎり

かなづち、ハンマー

折り返ししのある手袋

本書の 303ページに掲げられている医療用品

放射能や毒性の物質に汚染された衣類の入れもの

聖書

書籍

おもちゃ

集団遊戯用具

われわれは避難所を建設する必要がある

人口1,000名以上の自治体については国の法律により、避難所を建設する義務が課されている。1,000名以下の場合でも、特定の自治体については州の規則により同様の義務が課されている。言葉をかえて言うならば、これらの自治体では、新しい建物を建てる場合には、少なくとも最低の基準に合った避難所をつくらなければならない。

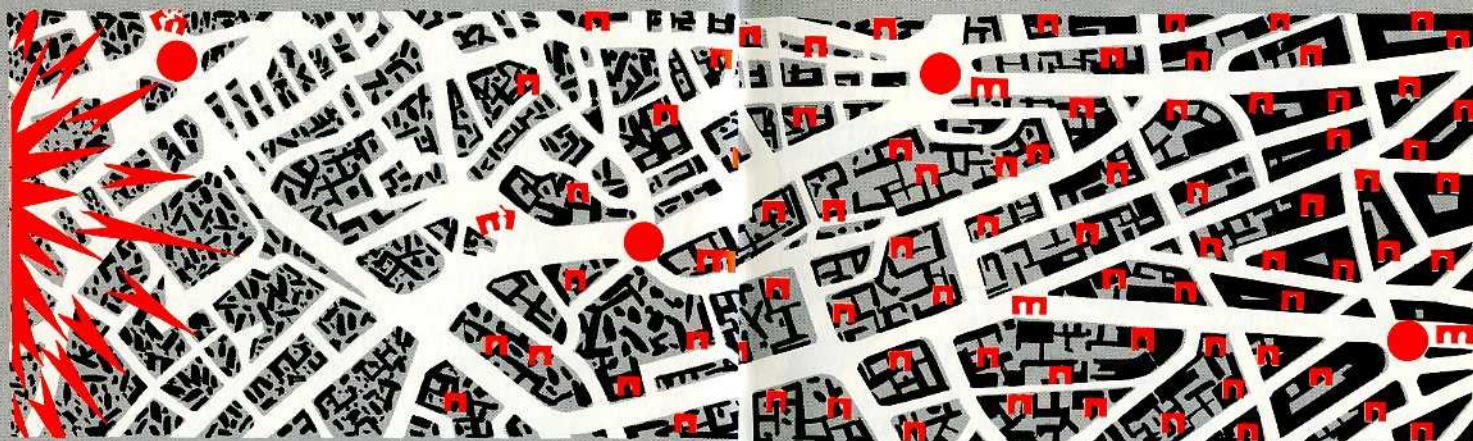
このような避難所の建設費用については、連邦、州、市町村が、その約75%を負担する。避難所を建設する義務のない市町村において、現存する建物あるいは新築の建物にでも、基準に合った避難所をつくる場合には、連邦、州、自治体から、さらに多額の補助を受けることができる。

市町村も、人の往来がはげしい場所、繁華街、交通の中心地点に、あるいは私有の避難所をつくることのできない人々のために、公共の避難所をつくる。地域防災組織や病院には、特に頑丈な施設をつくる。

避難所をつくる者は、自分で選んだ建築技師と相談することになっているが、建築技師は、連邦の規則を守りながら、委託者の希望に沿った建設計画を立てて、市町村当局にこれを提出する。市町村当局は、これをさらに検討してもらうため、州および連邦当局に送る。連邦、州、市町村の当局によって計画が承認されれば、これらからの補助金の支払いも保証されるわけである。

建築技師は、工事を完了した後、避難所建設費用の勘定書を市町村当局に提出する。市町村当局が、完成した避難所とその勘定書を検査して、これを承認すれば、補助金は、建築計画の委託者に支払われる。

核戦争に至らない場合たとえ激しい爆撃を受けても、このようにして建設された避難所の中にいれば、国民は安全である。また、住宅自警団も生き残って緊急救護活動を行なうことができ、避難所で爆撃を免れた地域防災組織も活動することができる。



核戦争の場合には、爆撃中心地から遠いほど、その影響は減少する。われわれは、まず爆心地においてはすべてが破壊されるものと想定しなければならないが、爆心地から離れた地帯では、地上のものはみんな破壊されても、避難所内の人々は生き残ることができる。

住宅自警団、職場自警団、地域防災団は、核兵器化学兵器対策班によって、放射能の危険がないことが確認されたら、すぐに活動を開始する。避難所がなかったら、核攻撃を受けた地帯では、人間が生き残ることができず、したがって救護活動も行なわれないという結果になるであろう。

基準どおりの避難所は、防護度1と認定される。その基準のおもな点は、できるだけ地下深くつくられていること、周囲に壁があること、大きな建物の下にあることなどである。



私有の避難所



公共避難所



地域防災組織の施設

こういうわけで、避難所は、爆心地から離れていれば、核爆発による震動、第一次放射能、放射性の灰、あるいは通常爆弾などに対する防護手段としての役割りを果たすばかりでなく、焼夷弾やそれによる燃焼の危険、建物の倒壊、破片、細菌化学兵器などに対しても、同様の役割りを果たしてくれる。



連絡と指揮

民間防災においては、連絡がうまくいってこそ、指揮、すなわち、人員や資材の合理的動員ができるのである。その際には、それぞれの部署の責任者に対して、その受け持ち事項に関する情報が即座に通知されることが重要である。

同時に、各責任者は、自分の受け持ち以外の事柄についても充分承知している必要がある。

報告は、通常、電話、無線電話、伝令を通じて行なわれるが、それは簡単明瞭で、かつ、正確でなければならぬ。すなわち、いつ、どこで、何が起こったか、それに対応する措置などに関する情報が必要である。

文書による通告は明確に害かなければならぬ。口頭による報告または命令は、これを受け取る側の誤まりを避けるために、必ず復唱させなければならぬ。

ゲルダ・ミューラー夫人は住宅自警団長である。彼女は自分の任務をよく心得ており、隣接の住宅自警団、救護所および被災者収容所の所在地を知っている。



住宅自警団長として、ミューラー夫人は、ポスト通り8番、10番の住宅を担当し、第12区画自警団長の指揮を受けて行動する。災害が起こったら、住宅自警団に処理を依頼するとともに、第12区画自警団長の所に伝令を派遣して、災害が発生した場所、時刻、損害の程度、これに対してどう処置したかなどの事項を、正確に報告する。



ABS, 6C 6. Müller, Poststrasse 8 9.6.69, 1445

An Blockchef 12

Poststrasse 8+10, 1358
teilw. eingestürzt, Dachstock
verschüttete, Hauswehren im Einsatz

G. Müller

発信人番号66 ゲルダ・ミュラー ポスト通り8番地

1969年6月9日 14時05分

第12区画自警団長あて

ポスト通り8番、10番地住宅 13時58分一部倒壊、屋根裏
に火災、閉じ込められている者あり、住宅自警団に出勤要
請。

ゲルダ・ミュラー



負傷者は救護所に運
ばれる。ミュラー夫人
は、被災者に被災者救
護班に行くよう指示。

第12区画自警団の他
の住宅自警団長からも、
ミュラー夫人の報告と
同様の報告が、たとえ
自分の担当住宅に損害
がない場合でも、区画
自警団長に対して行な
われる。

報告がない場合には、
区画自警団長は、住宅
自警団長とその部下は
死んでしまったか、ある
いは土砂に埋められた
か、または内部に閉じ
込められたものと推測
せざるを得ない。した
がって、区画自警団長
に対しては常に報告が
行なわれなければならない。



第12区画自警団長は、
自分の区画の被害状況
を、文書で、伝令を通
じて、第1区域自警団
長に報告する。

Absender **Blockchef 12**

Abgang von **Steinstrasse 63** Tag **9** Monat **6** Jahr **69** Zeit **1445** Nr. **1**

An **Quartierchef 1**

LAGEMELDUNG

**1. Poststrasse 8, 10, 12 teilweise eingestürzt
und in Brand. Ca. 50 Verschüttete.
Brauche Hilfe.**

**2. Bahnhofstrasse 25, 27, 29 in Vollbrand.
Hauswehren zur Bekämpfung der Über-
griffsgefahr eingesetzt.**

B.C. *Paul Kolber*

発信人 第12区画自警団長

発信場所	日付	月	年	時刻	番号
シュタイン通り63番	9	6	69	1415	1

あて先 第1区域自警団長

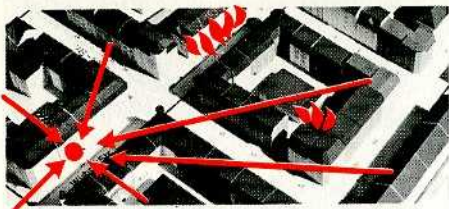
情勢報告

1. ポスト通り8番、10番、12番、1部倒壊、火災発生、約50人が閉じ込められている。
救助必要。

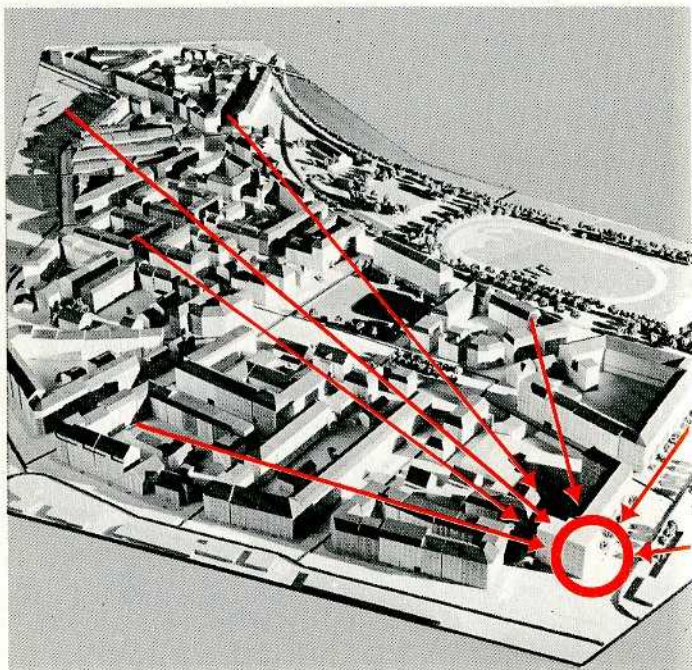
2. 駅通り25番、27番、29番に大火災、延焼阻止のため住宅自警団出動。

区画自警団長

ポール・コルベル



区画自警団長の報告に基づいて、区域自警団長は上司に報告を行ない、救援を要請する。



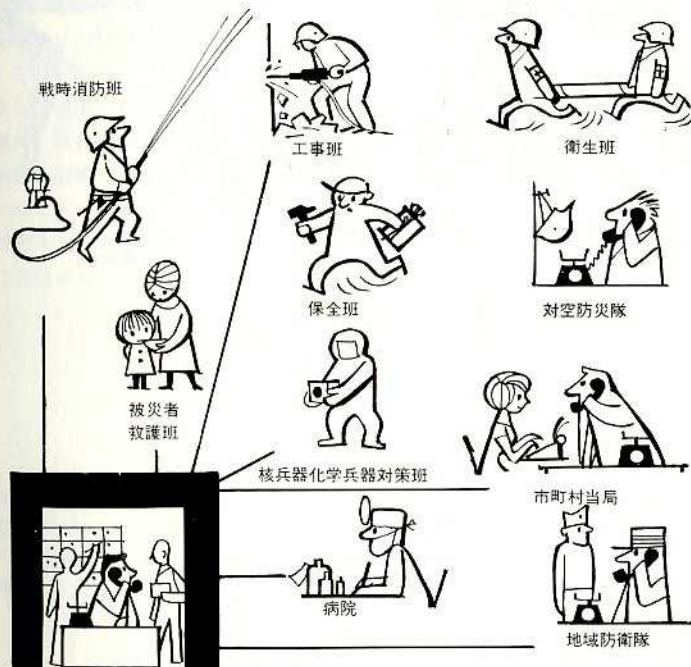
この報告を受けて、地域防災長は、情勢を検討した後、自分の指揮下にある地域防災団または職場自警団に出動命令を発する。

対空防災隊の動員も、この情勢判断に基づいて行なわれる可能性がある。



多くの被害報告を受けて、地域防災長は、戦時消防班、工事保全班、衛生班を、どこに投入すべきかを決定する。緊急の場合に、自分の住んでいる区域よりも他の場所のほうに、救援の必要の程度が大きいというような事態が発生し、自分の区域の防護はみずからの力にまかせざるを得ないこともある。このようなことをミュラー夫人はよく承知している。つまり、彼女は、自助の精神の重要性を認識して、住宅自警団を出動させた。このような状況のもとで他からの救援を頼りにすることは危険である。

このことは、応急手当とか、避難所内に閉じ込められた人々の自力脱出についても当てはまることである。





警戒！警戒！警報部隊に告げる

危険を確認してから惨事が起きるまでには、状況によって違うが、僅かに数分の余裕しかない。

しかし、スイスには、十分に整備された監視警報組織がある。脅威が目前に迫ったとき、軍隊と国民に対して警報を発し、急を告げるのは、国防軍の地域防衛隊の任務である。

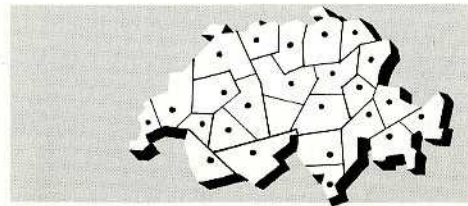


地域防衛隊の下には、全国に20以上の警報発令センターを持つ警報部隊がある。

警報発令センターは、全国的に隙間なく配置されて機敏に活動している監視網から通報を得ている。防空に関する報告は、軍の防空情報部隊に伝えられる。防空監視に近代技術を採用することによって、小国としてのスイスは、比較的少ない経費で、自国の全領域と数百キロメートルに及ぶ国境を監視することができる。したがって、スイスに接近してくる飛行機は、国境のはるか彼方で発見されてしまう。

ダムや堰堤は水防警報分隊が監視しているので、爆撃やサボタージュによって破壊されれば直ちに発見される。軍と民間の核兵器化学兵器防災部隊は、核兵器や化学兵器の脅威に備え、危険を通報する。彼らは空中の放射能を監視し、また化学毒物を探知する。空中や水中の放射能は、すでに平時においては民間で定期的に監視されている。警報部隊は、生物兵器が散布されるようなことがあれば、必要な指令を発する。堰堤やダムは正確に測量されており、決壊の兆候を適時に発見することができる。

全スイスは、20以上の警報区に分けられており、そのおのおのに警報発令センターがある。

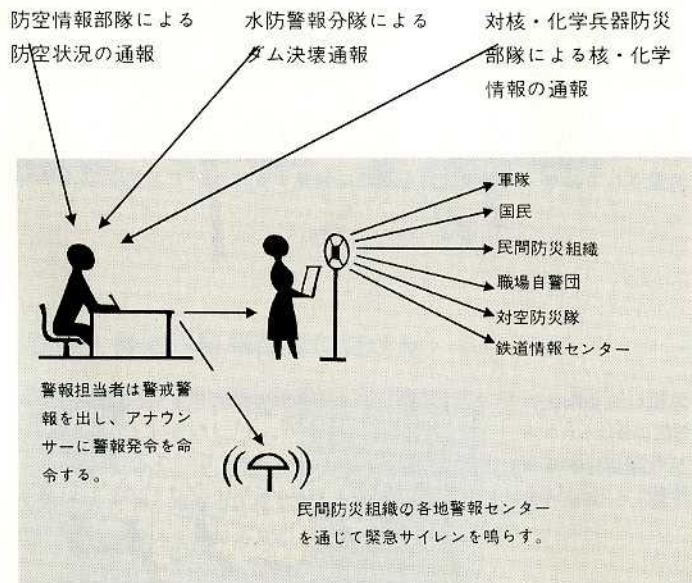




危険は地域的に発生することが多い。放射性的のチリによる汚染や、ダム
の決壊による氾濫は、わが国土の特定地域だけを危険におとし入れる。そ
こで警報発令センターのある各警報区は、単独に、あるいは隣接する警報
発令センターと協力して、任務を遂行する。警報担当者は、適時に警報を
発して急を告げる責任がある。警報の発令は電話網で行なわれる。

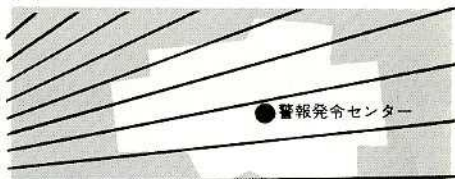


空襲警報のサイレンは、警報担当者の指令によって、各地民間防災組織
の警報センターを通じて発せられる。警戒警報は、放射能の程度、毒物あ
るいは細菌による汚染の程度、災害の規模、ダムの決壊などによる出水の
時期などについて、詳しく報ずる。警報や警戒指令は、また、有線連絡が
なくても、電池式ラジオがあれば避難所の中で聞けるように、無線通話で
行なわれるようにすべきである。したがって、電話やラジオ受信機も各避
難所にぜひ必要なものである。

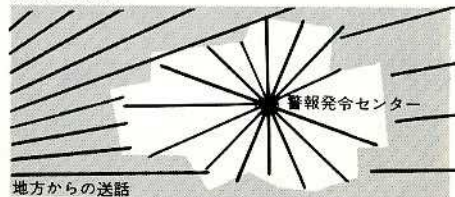


ある警報区に危険が
発生した場合、その区
内の通常の電話の通話
は中断されて、全受信
者は警報センターのマ
イクに連結される。

平時



地方からの送話
危険発生の場合



地方からの送話



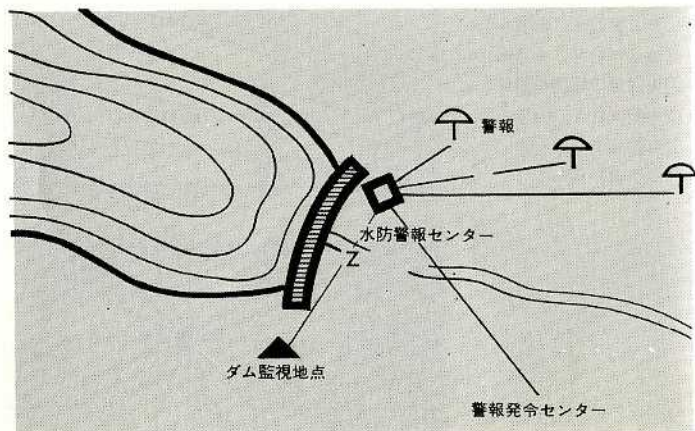
堰堤やダムが破壊して危機が迫った地域は、危険発生地帯とされる。

ここでは、ダムを監視する水防警報分隊が直接に洪水サイレンを鳴らして危険を告げる。

水防警報分隊は、ダムの破壊の程度を警報発令センターに通報し、発令センターはこの洪水警報を全危険地区に知らせる。

洪水警報が発せられたならば、住民は、その地区の民間防災組織の指示に従って、洪水地域から避難しなければならない。

洪水警報は危険の切迫を意味しており、他の危険報知よりも重大である。



空襲警報！急げ！ 生命が助かるかどうかは、秒単位の時間できまる。つまり、何秒という間に機敏に行動するかどうかが生命にかかわるのだ。そこで、避難所に入るいとまのない者は、急いで地下室が溝に入って、身体の露出している部分を覆う必要がある。

空襲警報と洪水警報のサイレンの鳴り方は、次のとおりである。

空襲警報



地下室や避難所に入れ

高低のあるサイレン音 1 分間

警報解除



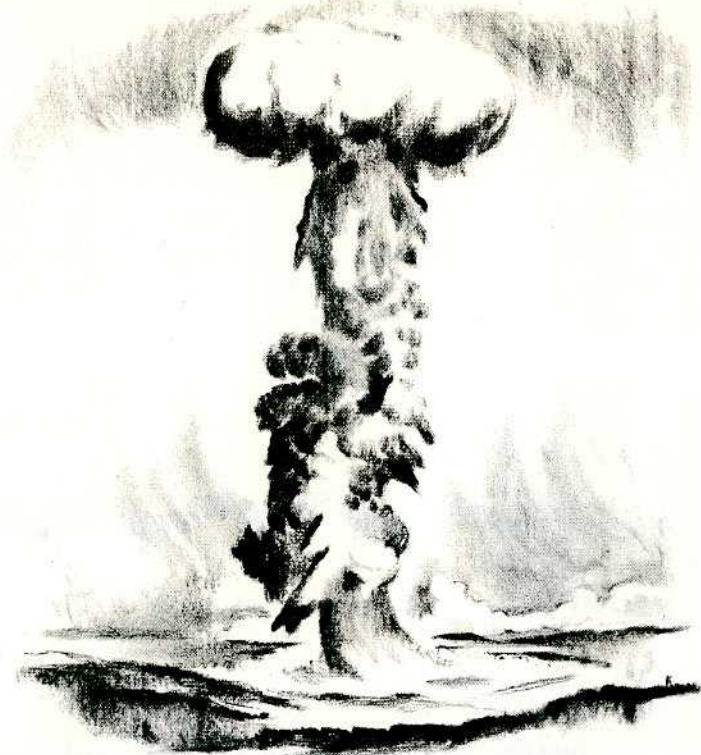
連続音 1 分間

洪水警報



危険地域から脱出して
高い所へ逃げ

サイレンのくり返し 25 秒つつ 5 秒間隔で鳴る



われわれは核攻撃からも守られている

われわれは核兵器で攻撃をしかけてくる敵を阻止することはできない。大国は、原爆や水爆を、数千個も貯蔵している。大砲、ロケットその他の誘導兵器や飛行機は、これらの爆弾や弾頭を、自由に目的地まで運ぶことができる。誘導兵器を意のままに使える大国は、あらゆる地点からそれを発射することができる。

核爆発の爆心地付近にいる者は、防ぐ方法がないが、爆発の効果は、直下から遠くなるにつれて急速に減っていく。しっかりした構築物に防護されていさえすれば……。したがって、われわれが生き延びられるかどうか、被害を小さくできるかどうかは、事前の準備が充分にできているかどうかによるのだ。

たとえ、わが国が戦争の渦中になくても、われわれは、外国で起こる核爆発の被害をこうむることがあり得る。スイス国外で起こる戦争を考えただけでも、核兵器に対する防禦についての徹底的な準備が必要である。また、可能性としてはきわめて少ないことだが、原子力施設で起こり得る事故についても考えておかねばならない。

たとえ国外で戦争が起きないとしても、また、大国が実際には核兵器を使用する気がないとしても、大国が、核兵器でおどして、政治的、経済的に圧力をかけることはできるし、ある民族をおどしによって従わせることもできよう。原爆に対する防禦の用意を完全に行なっている民族だけが、このような圧力に抵抗することができるのだ。

大国は、敵対国からの報復をおそれるあまりに実際に核兵器を使うかもしれないし、また、そのようなことは起こらないかもしれないが、それはだれにも予測することはできない。だから、われわれは、原爆が使用されてもあわてないように、平素からその準備をととのえておくことによって初めて自分の国を守ることができる。

その場合、避難所は最良の防禦法である。その避難所は、万一の場合、数週間の中で生活できるように準備をととのえておく必要がある。そのためには、空気浄化装置を持つ換気設備、充分な飲料水と食料品、簡単な家具、寝具や衛生設備が必要である。通路も、しっかりできていなければならない。非常出口、隣りの家との間の抜け穴、あるいは脱出口としても利用できる下水道もつくっておくべきである。

われわれは身を守ることができる！

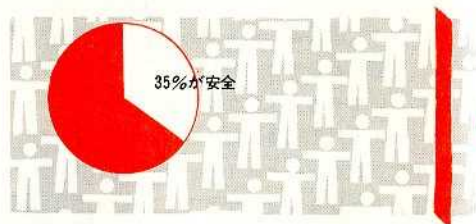
次の事実を直視せよ：昼間人口13万人の都市の上空 600メートルにおいて、20キロトンの爆弾が爆発すれば、準備の程度によって大体、次のような損害が出るだろう。

死亡者 35%=45,500人
 負傷者 30%=39,000人
 助かる者35%=45,500人

そこで、このような場合に、負傷者の救護のため必要なものは、次のとおりである。

急襲されたとき

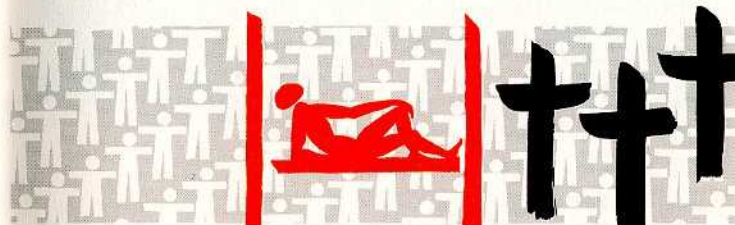
急襲されたとき
 血漿：3万リットル
 食塩とブドウ糖液：
 20万リットル
 モルヒネのアンプル：
 10万本
 繃帯：20万メートル



死亡者 23%=30,000人
 負傷者 17%=22,000人
 助かる者60%=78,000人

警報があったとき

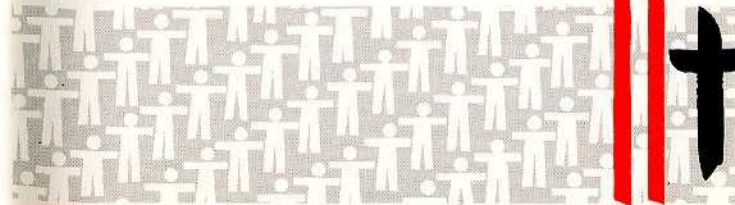
警報があったとき
 血漿：2万リットル
 食塩とブドウ糖液：
 8万リットル
 モルヒネのアンプル：
 7千本
 繃帯：13万メートル



死亡者 8% = 10,400人
 負傷者 2% = 2,600人
 助かる者90% = 117,000人

全員が避難所にいるとき

全員が避難所にいるとき
 血漿：2千リットル
 食塩とブドウ糖液：
 1万リットル
 モルヒネのアンプル：
 1千本
 繃帯：2万メートル



原爆の出す力

原爆のおそるべき力は、大体、次の3つである。すなわち、放射能、熱、圧力。われわれは、これらの性質と影響とを充分に知っておかなければならない。



熱



圧力



放射能

熱

爆発に際して白熱したガス球ができる。その温度は数百万度、つまり太陽の表面の温度の何倍にも達する。これから出る熱線は、光と同じ速度で数秒間放射されて、一時的あるいは永続的に人間は失明する。

火傷

皮膚の火傷は3つの程度に分けられる。

- 第1度のもは、皮膚が赤くなるが、すぐなおる。
- 第2度のもは、火ぶくれができて仕事ができなくなる。
- 第3度のもは、皮膚と皮下組織を炭化させてしまう。

火災

原爆の熱で、建物も森林も燃える。高い熱の波によって、すべての可燃性のものが瞬時に発火するからである。それに加えて、電線が切れ、ガス管が破損し、ストーブが引っくり返り、燃料がタンクから流れ出て、二次的な火災を引き起こす。

訳者注記：日本では火傷の程度を4段階に分けており、皮下組織の壊死がおこる状態を第3度の症状としている。

爆発地点の周辺地域で火災がひろがる速度は、気象状況や風の条件次第で違ってくるが、建物の密集の程度によって、1ヘクタール当たりの火災は次のようになる。



6-8軒の火災



14-17軒の火災



20-22軒の火災



45-50軒の火災

熱線に対する防護

爆発のときに、避難所や溝の中など、熱線の陰になるような所にいれば、あまり恐れる必要はない。

しかし、爆発のとき戸外にいたら、つまり、突然あたり一面を輝やかす光球に襲われたら、あなたの運命は1秒の何分の1かできまることになる。急いで遮蔽物の陰に飛び込めなかったら、その場で地上に伏せ、顔を下にし、両手を身体の下に隠さない。透明なものでないならば、どんなものでも、あなたの衣服でも、ある程度は熱線を防ぐことができる。このことを忘れないように。



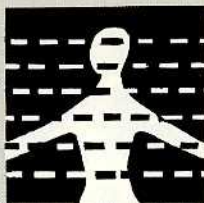
核爆発には圧力波が伴うが、それは、強力な爆薬が炸裂したときと似ている。爆発の中心部の圧力は数十万気圧になって、激しい疾風のように周辺に広がっていく。行く手にあるものは、強い圧力波によって一撃のもとに押しつぶされ、その一部は台風のような突風で吹き飛ばされる。

圧力だけが直接に負傷者を出すことは少ないが、倒れた家屋、砕けたガラス窓、ひっくり返った乗り物や樹木のために、間接的に重傷者が出ることもある。圧力波によって吹き飛ばされた破片は、空中に飛び散って危険な弾丸となるだろう。



圧力波に対する防護

完全に破壊された地域以外では、圧力波の危険性は急速に減少するが、この場合にも避難所が一番安全である。もし戸外で不意に圧力波に襲われそうになったら、すぐに地に伏せて、圧力波が過ぎ去るまで、つまり破片が飛びかわなくなるまで待ちなさい。地面の高低起伏、つまり、くぼんだ所でも圧力波は防げる。



核爆発が起きると、放射線が生じて、人体の健康を害し、大量にこれを浴びれば死亡することがある。この放射線はレントゲン線に似ていて、肌でも目でも感じることはできない。したがって、危険な放射線の存在を知るためには測定器が必要である。

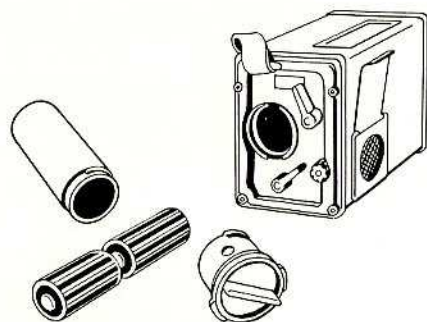
測定器には次の2種類がある。

1. 感知器 これは、放射線の強さ（線量率）、つまり単位時間当たり（秒・時間）の放射線量を測定する。

2. 線量計 これは、ある物体の受けた放射線の全量を測定する。

放射線の強さ、すなわち線量率は、1時間当たりに照射する太陽光線に比較し得る。また、線量は、日光の照射で受けた光線の総量に相当する。線量は、線量率が一定であれば、その照射時間に比例するわけである。

放射線の強さをはかるためには、感知器を用いる。感知器というのは、たとえばガイガー・ミュラー・計数管であるが、これを用いて放射線を測定し、放射能汚染度を知るのである。ガイガー計数管は、トランジスター・ラジオと同様バッテリーで作用する。

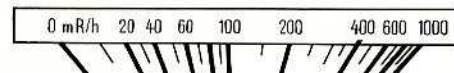


感知器の目盛り

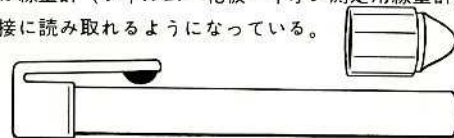
測定範囲

0……1000ミリ・

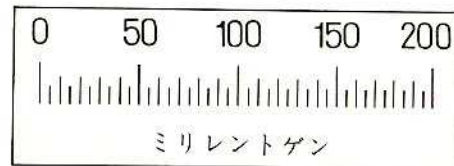
レントゲン/時(mR/h)



放射線の量の測定には線量計（フィルム-乾板-イオン測定用線量計）を用いる。線量計は直接に読み取れるようになっている。



線量計の目盛り

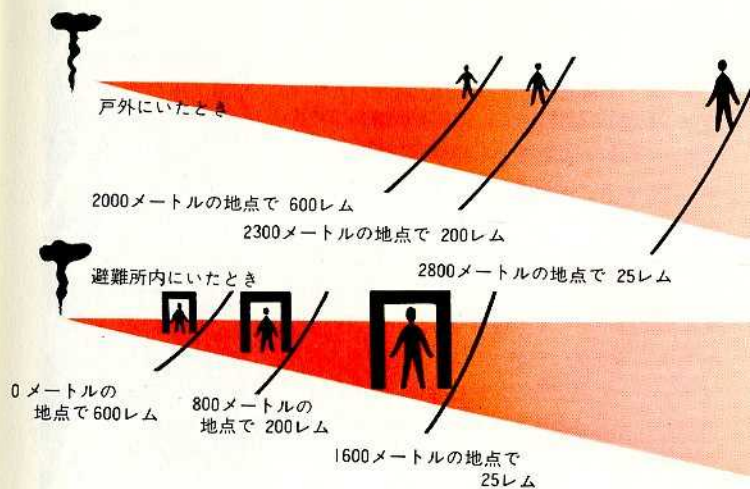


一次放射線

爆発に際して生ずる一次放射線は、きわめて強い浸透力を持っているが、放射線の出ている時間は僅か数秒間である。爆発の地点から離れるにつれて放射線の量は減っていく。人体の受けた放射線の量はレントゲン単位（レム）で示されるが、5レム以下なら危険はない。1回の放射線量が100レム以下なら人体への害はまだ少ないと思われるが、400レムになると放射線を浴びた者の半分の死亡する。600レムを越えれば全員が死ぬ。放射能は、放射線病という人体への有害な作用のほかに、高い放射線量を受ければ生殖機能に重大な障害を起こす。

爆心地の付近では、一次放射線の浸透した土地は放射能を帯びる。つまり、その土地自身が放射線を出し始めるのであるが、この放射能は、時間がたつにつれて急速に減っていき、爆発後数日でほとんど危険性はなくなる。

500キロトン原子爆弾が炸裂した場合に生ずる一次放射線によって、われわれが浴びる放射量は次のとおりである。



一次放射線に対する

防護

どんな物質でも、多少は放射線を弱めることができる。その物質の密度が高いほど放射線を弱める度合が大きくなる。1メートルのコンクリートで固めた覆いがあれば、一次放射能は20分の1に、1メートルの厚さの土なら150分の1になる。

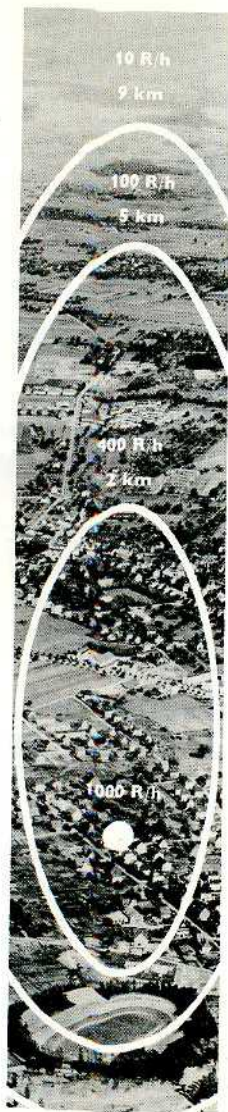
もし戸外で核爆発にぶつかったら、すぐ地面にうつ伏せになること。爆発とともに生ずる放射線は、光と同じように直線的に広がるから、地面の小さなくぼ地にでも入っていれば、放射線の一部分を免れることができる。

核爆発に際しては、放射性物質——いわゆる核分裂物質ができる。地下や地表での爆発では、この核分裂物質の一部は、上空に舞い上がった土と破片に付着する。

風向きや風速によって、それらは爆発点から近くにも遠くにも降下し、土地を放射能で汚染する。その広さは数百から数千平方キロにも及ぶことがある。破片の中で大きいものや重いものは、爆発点付近の地上に落ちるが、小さいものや軽いものは、上昇する原子雲に巻き込まれて、その高さによって、時間がたつにつれて地表に舞い降りてくる。爆発点の付近は放射能に最も強く汚染されるが、そこから離れるにつれて減っていくのである。放射線は、1時間当たりのレントゲン単位を基準にして測定される線量(R/h)で示されるが、これは、時とともに、初めは急速に、それから緩慢なスピードで減っていく。

ごく小さい放射性のチリは、数カ月にもわたってはるか上空に浮いており、雨とともに降下して、地表を汚染する。そのため、草、野菜、果実、ときには飲料水まで汚染されることもある。

r/h=レントゲン/時間



放射能による汚染が強い場合には、鉄道や郵便、その他いろいろな企業も、数日間活動を停止しなければならないので、食料その他の供給もストップする。家畜は死ぬが、あるいは死ななくても飼料や飲み水を通じて放射性物質が体内に入るので、肉やミルクは食用に適さなくなることもある。

二次放射能に対する 防護

二次的放射線は、どんな物質を使っても、一次放射線よりもはるかに効果的に弱めることができる。



もし爆発が身近で起きたら、放射性降下物を身体に受けたものと考えて、衣服をぬぎ捨てるとともに、身体の露出した部分を徹底的に洗うか、シャワーを浴びなければならない。

われわれは、何日も、何週間も、放射能の汚染を受けない備蓄品だけで生活できるように準備しておく必要がある。放射能で汚染されるおそれのある生肉、野菜、果実、卵、牛乳などの食料品は、当局によって封鎖されて、検査した後、害がないとわかれば封鎖が解かれるが、その間は店で買うことはできない。これらの食料品の封鎖や検査は、民間防災組織の中の対核・化学兵器対策班の任務である。しかし、包装がしっかりしたものや、密閉された戸棚に保存されている食料品は、食べても差しつかえない。長い間、避難所生活をしなければならない場合に備えて、避難所にはできるだけ食料品を貯えておいたほうがよい。

あなたの地区の水道が飲用に適するかどうかは、ラジオ放送でわかるだろう。一般的に言って、地下水や湧き水は放射能で汚染されていないと見てよい。避難所には十分な水も用意しておくこと。飲料水（1人1日当たり2リットル）は、清潔な入れ物に保存して、ときどき新しく取りかえること。生牛乳の代用品として、濃縮ミルクや粉ミルクも準備しておくこと。生牛乳、生野菜、果実などが食用に適するかどうかは、放射能による汚染がどんな季節に始まったかによってきまるのである。したがって、農作物の成長期と収穫が終わったとき、また、家畜が青草を食べているときと乾草で飼われている冬季などでは、全く違った放射能汚染対策を講じなければならない。この対策を講ずる場合に大切なことは、牛乳と乳製品の準備である。農家や牛乳の集積所、牛乳加工工場や町の酪農業者に対しては、牛乳の供給とか消費者の動向などについて、特にラジオ放送を通じて指示を与えることになるだろう。

いつもガスマスクを
持っていること



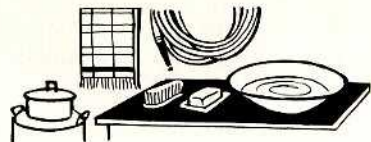
すべての窓は固く
閉めなさい



飲料水を貯えること



非常用の食料と荷物を
点検しておくこと



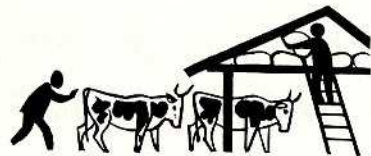
物を洗う用具を準備し
ておくこと



食料品はホコリの入らな
いように、しっかりと包
装しておくこと



飼料を貯えるために
時間をムダなく利用
すること



家畜が放射性的チリ
を受けないように、
小屋の覆いをするこ
と

露出している井戸には
プラスチックの覆いを
かぶせて放射性降下物
を防ぐこと

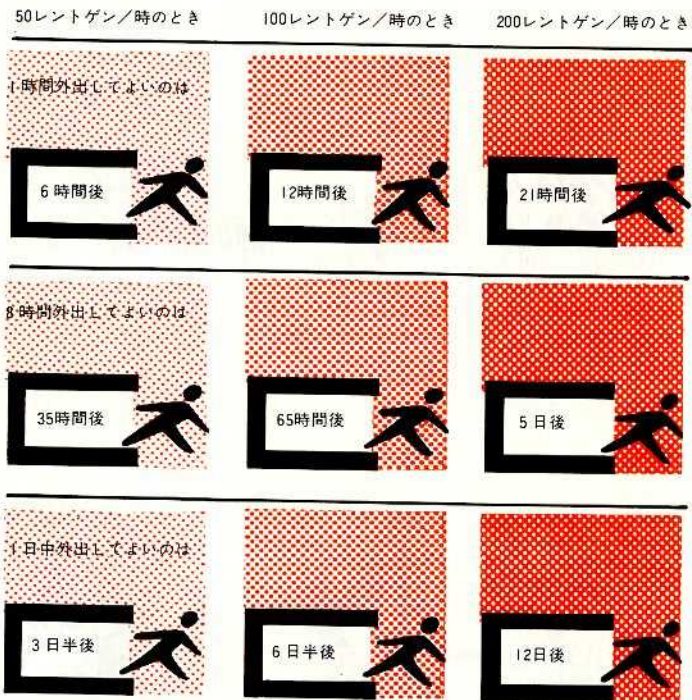


機械類や用具類に覆い
をすること



爆発が起きたら、避難所内にとどまって、自分がどうすべきかを、いつもラジオ放送に注意してきめなさい。二次放射線を浴びないため、戸外にはできるだけ出ないこと。放射線の強さは、時間がたつにつれて、初めは急速に、それから緩やかに減っていく。だから、爆発後時間がたてばたつほど、長時間避難所の外に出ているも有害な放射能を受けないで済むようになる。

爆発後1時間たって、次の図のとおり、50レントゲン/時、100レントゲン/時、あるいは200レントゲン/時が測定されたら、避難所を出ても、5レントゲン単位（レム）以上の放射量を身体に受けずに済む。



VOR

爆発前の準備

避難所は、いつでも使えるようにしておきなさい。何週間も避難所で過ごさなければならぬかもしれないから、食料や水を十分に貯えておきなさい。警報はできるだけ早目に出されるが、警報が出てから爆発が起こるまで、多くの場合1～2分しかないから、ふだん用意を怠っていると取り返しがつかない。

都合がつくなら避難所の中にいたほうがよい。空襲警報が鳴ったら、いつ何とき核兵器が使用されるかしのれないから、常にガスマスクを手元から離さないように。ガスマスクは、放射性のチリが肺の中に入るのを防いでくれる。戸外にいるときには、一番近い避難所がどこにあるか、身を隠すものがどこにあるかを、よく確かめておきなさい。

避難所から出るときは、衣服をキチンと着なさい。身体のあらゆる部分がむき出しにならないように、ズキンやネックチーフ、手袋などで覆いなさい。防護に最も効果のあるのは、明るい色のウール地だが、燃えやすい化学繊維は避けたほうがよい。

bei

爆発のときの処置

避難所では、その責任者や監督者の指示に従いなさい。

戸外で空襲警報を耳にしたら、すぐ身を隠せるものの中に入らなければならないが、その余裕は1~2分しかない。身を隠すのに一番よいのは、くぼ地、つまり砂利を掘った穴、河川の河床、排水溝などである。できたら、しっかりした地下室のある家を捜しなさい。身を隠せるものの中に入ったら、両眼を閉じ、両腕で顔をおおい、両手は身体の下に隠すこと。余裕があったら、手袋やネックチーフ、マントなどを身につけ、口や鼻を布で隠しなさい。

もし、家の内外を問わず、警報が出ないうちに突然爆発の閃光に襲われたら、すぐそのまま床や地上に身を伏せて、目を閉じ、顔や両手を隠しなさい。

閃光と圧力波が過ぎ去り、そのあたりを破片が飛びかわなくなったら、身体の露出している部分は、全部、手袋やネックチーフ、マントなどでおいなさい。ひどいホコリがたっている場合には、防毒マスクや防塵マスクをつけなさい。

nach

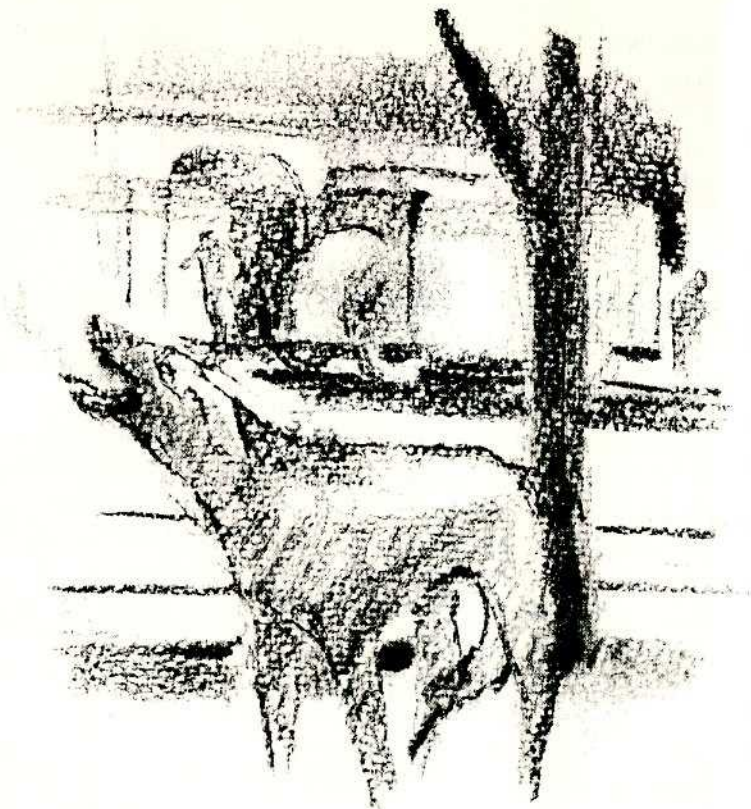
爆発後の処置

避難所を離れるときは、その責任者や監督者の指示に従いなさい。

負傷者が出たらすぐ救助を開始し、それから火災との闘いを始めなさい。

放射能から保護されていない食料品は、ラジオ放送を聞いて、危険性がないことがわからないうちは食べないこと。日用品は、すべて水と石鹼で洗うか、ぬれぞうきんで拭き清めること。

砂ホコリはブラシをかけて、髪からきれいに落し、衣服も丁寧にたたいてホコリを落すこと。



生物兵器戦争

生物兵器戦争というのは、人や家畜、または植物に対して、伝染病の病原菌をまき散らすことである。これによって、軍隊の戦闘力を弱めたり、民間人の活動力を麻痺させ、抵抗力をくじくのが目的である。また、核戦争は、すべての物資、工業施設、交通施設に大損害を与え、これらを破壊してしまうが、これとは違って、生物兵器戦争は、化学兵器戦争の場合と同様に、これらが無傷のまま手に入れようとするのである。

生物兵器は、多くの場合、夜間に使用されるので、人が気づかないことが多く、特に危険である。しかし、これを使用して効果を収めることができるのは、その使用する病原体を大量に培養することができて、かつ、これが長い間生存する能力があり、まき散らしてから直ちに多くの患者が発生し、さらに、これに対する治療手段がほとんどないが、全くないという、そういう場合だけである。したがって、専門家は、生物兵器として使える病原体の種類は比較的少ないと見ている。

肺ペスト、野兔病、発疹チフス、流行性感冒は空気伝染するので、これらは、飛行機でばらまかれたり、人から人に伝染するような方法が用いられる。水または食物、特に、ミルク、ミルク製品、肉製品を媒介物として伝染する病原体としては、コレラ菌、チフス菌、パラチフス菌、ボツリヌス病原菌をあげることができる。

ネズミやノミ、シラミ、蚊など、人の血を吸う昆虫は、ペスト、発疹チフス、脳炎などの病原体を運ぶ危険な媒介物なので、伝染病の蔓延を防ぐためには、これらの媒介物を駆除する必要がある。



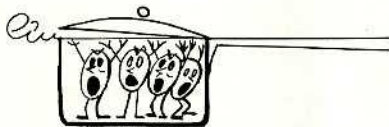
風邪や天然痘は、直接、人から人に伝染するが、その予防のためには、まだ感染していない人に対して予防注射をする必要がある。

人体、動物、容器、什器、部屋などを清潔にすれば、伝染病を防ぐことに役立つ。

予防注射は、天然痘、流行性感冒、脳炎などの生物兵器に対して効果がある。

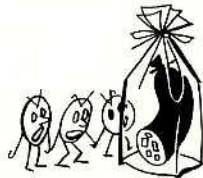


家庭で使う水は、すべて煮沸する。飲料水の入れものは常に密閉せねばならない。食料品は少なくとも10分間はよく煮込まなければならない。焼くだけでは不十分である。



多くの場合、伝染病を防ぐために衛生局員が飲料水に多量の塩素を入れる。

食料品は、伝染病の病原菌が侵入しないようにして保存する。このために一番いい方法は、ブリキ製の入れものか、プラスチックの覆いを用いることである。飼料もなるべく密閉した入れものに保存するか、少なくとも布でおおう必要がある。



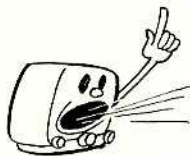
農業従事者は、特に動植物に対する伝染病と精神的に闘う必要がある。ネズミや害虫に警戒の目を向けなければならない。最もよい方法は、伝染病をその発生源において予防することで、そのためには、敵の協力者に警戒の目を向ける必要がある。

消化器伝染病に対しては、他人の便所の使用を避けるとともに、自分の家の便所を毎日クロールカルキで消毒しなければならない。

病原菌によって空気が汚染される危険があるところでは、家を離れる場合は、ガスマスクを用いなければならない。



病気が伝染する危険の大きいときや、病原菌の伝染が確認されたときは、集会を差し控えるべきである。避難所に空気濾過器を取りつけておけば、伝染病の蔓延を防ぐのに最も役立つ。



伝染病が発生したことがはっきりしたら、住民は、警報班から指示を受けて必要な措置をとる。

生物兵器対策班および医師は、病因を確定し、これに対する防禦方針を発表する。彼らの指示には厳格に従わなければならない。

保健所その他の当局は、ワクチンや害虫駆除剤を大量に用意して、消毒、隔離、検疫のための措置を指示する。



伝染病が発生したときは、直ちに、最寄りの医師、看護婦または民間防災組織の救護所に知らせる。家畜の場合は最寄りの獣医に知らせる。

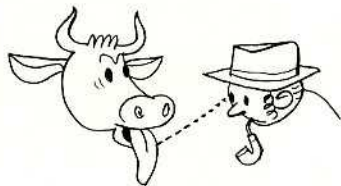
戦時には、伝染病患者は特に厳重に隔離して、特定の看護人をきめておく。見舞客の訪問は断わる。



伝染病の病原菌に汚染されたとみられる品物には、目印をつけておき、当局の検査を受けた後でなければ使用してはならない。主要な食品の工場や倉庫、店などの責任者や、酪農業者は、部外者や、伝染病にかかった疑いのある者が、これらの場所に立ち入ることを、厳しく監視しなければならない。当局は、場合によっては、このために必要な規則をつくる。

農業従事者は、家畜や作物の状態、あるいは倉庫に保存する食料、飼料の監視、検査を怠ってはならない。

感染の危険がある場合は、家畜を外へ出してはならない。また、感染した家畜は、直ちに隔離するか殺すかしなければならない。



生物兵器は、これを使用する者にも大きな危険を及ぼすが、これが使用されることを予期しておく必要がある。残念ながら、諸大国は、物理的な破壊を避けるために、大量の生物兵器を生産し用意しているのが実情だからである。



化学兵器に対しても充分の備えをしよう

国際法は、気体や液体の化学兵器を使用することを禁じているが、われわれは、このような兵器による攻撃にも備えておく必要がある。われわれは、奇襲的に、大量かつ広範囲に使用される化学兵器が存在していることを、よく知っている。だから、この兵器の特性を充分に呑み込んで、これに対する防護措置を講ずべきである。これを怠るならば、敵は、この種の兵器の使用をたやすく決意するだろうし、あるいは敵の使用を挑発することにもなりかねない。

化学兵器には、
敵に苦痛を与えるもの、
戦闘力または行動力を失わせるもの、
殺傷する効果を持つもの、

この3種類があって、それぞれの目的に応じて、それに適した化学兵器が選ばれる。

苦痛を与えるもの

この種類の兵器は、目や鼻または咽喉の粘膜に強い刺激をあたえて、これに触れると、目が痛み、涙が出たり、咳が出たり、嘔吐をもよおしたりする症状が現われる。この刺激の効果によって、人が恐怖に陥り、恐慌状態が発生する危険があるが、人体に大きな害を与えるわけではない。

戦闘力または行動力を失わせるもの

これは、たとえばLSDのような物質で、人を短期間、精神に異常をおこさせたり痴呆状態にする。すなわち日ごろの自制心を完全に失わせ過度に喜ばせ、悲しませ、怒らせる。あるいは陶酔状態に陥れ、被害妄想にとりつかせ、場合によっては、非常に攻撃的にしたり、反対に、自殺に追いやりたりする。その他、身体に対する作用としては、発熱、下痢、過度の睡眠、麻痺などを伴うことが知られている。しかし、これらの現象は、2～3時間後には消えて、後遺症を残さないのが普通である。

殺傷する効果を持つもの

これは、人を殺し、または重い火傷を負わせるものである。神経を侵す毒性物質は、中でも最も危険なもので、神経組織に過度に刺激を与え、麻痺させてしまう。神経性毒物は、呼吸器官や皮膚を通して体を侵す。これに侵されると、瞳孔が縮小し、視力が弱まり、頭痛がし、涙がとめどもなく出、身体がけいれんし、数分以内に死んでしまう。皮膚を侵す物質はこれより危険度が低く、重い火傷の状態になるが、死ぬことはまずない。これらの神経や皮膚を侵す毒性物質は、持続性があり、その汚染は、数日あるいは数週間にわたって持続する。

化学兵器が使われる
ことは、次のような現
象によってわかる。



敵の行動



油のような毒物



症状の発生

化学兵器となる物質の運搬手段は、誘導兵器、飛行機、ロケット、大砲で、気体または霧の状態に散布される。だから、天候の状態によっては、原子爆弾が投下された後の放射能の灰のように、風に運ばれて数百平方キロメートルという広い範囲が汚染地域になるし、山間部に厚い霧がかかっているようなときには、化学物質は長期間にわたって危険性を持続する。神経および精神に対する毒性物質は、人間の諸感覚では発見しにくいことがしばしばある。

核兵器・生物兵器・化学兵器に対する防護



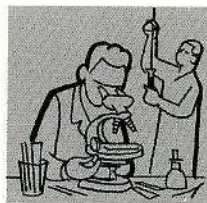
核および化学兵器に対して国民を防護するため、軍と民間の防衛組織には、優秀な研究所を備えた対策班がある。

これらの防衛組織は、敵が使用した化学物質を発表し、危険地域に警告を発し、ラジオおよび電話でその物質の危険な特性を指摘して、とるべき措置を指示する。



核および生物兵器に対しても、特に専門的知識を持ち、よく訓練された班がある。

核兵器班（物理学者および研究所員）は、空気中、物質中、食料品および飲料水の中の放射能を測定する。



生物兵器班（細菌学者および研究所員）は、病原菌の発表およびその対処法を指示するのが任務である。

次に書いたような予防措置を講ずれば、化学兵器に対する防護は、他の兵器に対するよりも容易である。



警戒警報が発せられたとき、または化学物質が存在する疑いを持ったときは、直ちにガスマスクをつけて、最寄りの避難所または密閉した部屋に入る必要がある。

化学兵器に対する最良の防護方法は、空気濾過装置をとりつけた避難所の中にあることである。もし戸外にいるときはガスマスクをつけるべきである。

ガスマスクをいつも身辺に置いておく



すぐ避難所に入る



食物は、空気が入らないよう包装する



扉や窓を閉めよ。危険が去ったという発表があるまでは、ガスマスクをはずすな。

化学物質に触れた物体は汚染しているから、素手で触れてはならない。

プラスチックの覆いを使え。化学物質に触れた食品は汚染している。

窓に目張りをする



防護心得

1. ガスマスクを常に手元に置け。
2. 警戒警報発令とともに：
 - イ) ガスマスクをつけよ。
 - ロ) 隣人にも知らせよ。
 - ハ) 避難所に入れ。
 - ニ) 民間防災組織の指示に従え。
 - ホ) 食料品を密閉した部屋に入れよ。
 - ヘ) 敵の攻撃開始の後には、果物や生野菜を食べるな。